

令和6年第3回防府市議会定例会会議録（その3）

○令和6年9月10日（火曜日）

○議事日程

令和6年9月10日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	曾 我 好 則 君	2 番	宇多村 史 朗 君
3 番	梅 本 洋 平 君	4 番	山 田 耕 治 君
6 番	松 村 学 君	7 番	田 中 健 次 君
8 番	三 原 昭 治 君	9 番	河 村 孝 君
10 番	石 田 卓 成 君	11 番	橋 本 龍太郎 君
12 番	藤 村 こずえ 君	13 番	上 田 和 夫 君
14 番	青 木 明 夫 君	15 番	吉 村 祐太郎 君
16 番	村 木 正 弘 君	17 番	和 田 敏 明 君
18 番	久 保 潤 爾 君	19 番	森 重 豊 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	高 砂 朋 子 君
22 番	清 水 力 志 君	23 番	安 村 政 治 君
24 番	河 杉 憲 二 君	25 番	田 中 敏 靖 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 池 田 豊 君 副 市 長 能 野 英 人 君

教 育 長	江 山 稔 君	代 表 監 査 委 員	末 吉 正 幸 君
上下水道事業管理者	河 内 政 昭 君	総 務 部 長	白 井 智 浩 君
人 事 課 長	糸 井 純 平 君	総 合 政 策 部 長	永 松 勉 君
文化スポーツ観光交流部長	瀬 川 博 巳 君	生 活 環 境 部 長	金 澤 哲 君
福 祉 部 長	藤 井 一 郎 君	保 健 こ ど も 部 長	石 丸 典 子 君
産 業 振 興 部 長	杉 江 純 一 君	産 業 振 興 部 理 事	亀 井 幸 一 君
土 木 都 市 建 設 部 長	石 光 徹 君	入 札 検 査 室 長	池 田 昌 則 君
会 計 管 理 者	國 澤 明 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 原 努 君
監 査 委 員 事 務 局 長	河 村 明 夫 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 千 鶴 君
消 防 長	米 本 静 雄 君	教 育 部 長	高 橋 光 男 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 寺 畑 俊 孝 君 議 会 事 務 局 次 長 篠 原 昭 二 君

午前 10 時 開議

○議長（田中 敏靖君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（田中 敏靖君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。19番、森重議員、20番、今津議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（田中 敏靖君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、19番、森重議員。

〔19番 森重 豊君 登壇〕

○19番（森重 豊君） おはようございます。「無所属の会」の森重豊でございます。それでは、通告に従いまして質問に入ります。よろしくお願いいたします。

はじめに、質問事項1の経営所得安定対策事業に係る交付対象水田の見直しについてをお尋ねします。

今年に入って突然のごとく令和9年度以降は過去5年間、すなわち令和4年度から令和8年度までに一度も水田に水張りをしなかった農地の場合は、水田活用の直接支払交付金

の交付対象から除外される旨の注意喚起が紙面等で見受けられます。一度交付対象外になった水田は、それ以降に水張りを実施しても交付対象水田に戻ることはできません。しかし、水張りは5年に一度水稻を作付けすることが基本ですが、災害復旧に関する事業実施中や基盤整備に関する事業実施中については、5年間に一度も水張りが行われなかった場合であっても交付対象水田から除外されません。また、連作障害による収量低下が発生していないときや、湛水管理を2か月以上行うことで水張りを行ったとみなす例外的な場合もございませぬ。水張りをしない農地としては、水田を畑地として野菜の作付け、ハウス等の農業施設がある水田またはアスパラ等を一度作付けすれば1つの株で10年以上の収穫ができる多年草の野菜の栽培田、そして耕作放棄地等が該当いたします。

一般的には、もともと水田であった農地は長年の畑作であっても用水の入りと排水の箇所は備えてあり、容易に水張りができると思われるでしょうが、畑として長年野菜を作付けすることで畝が崩壊などで畑の土より低くなり、容易には水張りはできません。また、ハウス等の農業施設のある水田は、野菜の作付けや収穫、管理に適した農地にしてあることから、同様に困難と考えられます。それ以上に問題は、水路の管理が畑地として利用している間も水路管理が行われており、水路が以前のようにつながっているのかということです。通常、畑地で利用する場合は水が入らないように遮断することが多く見られますし、その畑地までの水路の確保・管理がなされているかが疑問です。水路は水の確保のために当然、通常の管理が必要ですが、通常の草刈りが実施されている水路であっても水路として利用していないと、人が住んでいない家と同様にコンクリート、石垣等に穴が開いたり風化したりと利用したいけれど水が通常に流れなくなります。水路の機能に至っていない状況となりますし、多くその状況を目にします。これについては、耕作放棄地や水路が隣接した空き家、また、太陽光発電のある隣接水路も同様の状況に近く、水路の機能が低下しており、農地を維持するためには常に水路の管理が必要であります。少子高齢化で担い手もいないことや、近年の肥料等の高騰により農業経営が継続できないことから、急激に耕作放棄地が増えてきております。

以前の一般質問で、池田市長が何よりも農業の生産性の向上に向けたほ場整備などの基盤整備を進めるとともに、集落営農法人の設立など地域を牽引する形態を育成し、農業の活性化に取り組むことが最も効果的な耕作放棄地対策であるとの答弁をお聞きしております。今後のほ場整備を実施する箇所は、上右田地区の実施予定や話し合いにより検討を進める地域も数か所聞いております。現在、ほ場整備事業により工事を実施しております奈美地区においての計画では、令和8年度に工事が完成となりますが、工事の終了農地は1年間の養生をすることとしており、牧草等の畑地での維持管理をして農地の利用を図ってお

ります。

これは、工事後の農地は基盤等が落ち着いていないことなどから、水張りをしてトラクターによる代掻きや田植え機による植栽において、機械が土中にはまり機械をダメにしてしまう可能性が高いからです。しかしながら、令和8年度工事完成箇所において、耕作放棄地があることから養生もなく、水張りをしなくてはいけません。もし、予算等の関係で1年工事が延びるとなれば、今後の水田活用の直接支払交付金の交付対象から除外され、永久に交付金を交付されない農地が発生することになります。よって、令和9年度以降にはほ場整備工事が施工される地域では、その範囲の中に耕作放棄地があれば、先ほど言いましたように今後の水田活用の直接支払交付金の交付対象から除外され、永久に交付金は交付されないこととなります。ほ場整備事業を実施するに当たっては、田畑の成型や小さい面積を成型し、ひと角の面積を大きくすることで耕作しやすく、大規模農業経営による収益アップ等が目的であります。また、老朽化した水路の改修や耕作放棄地の解消が目的であったものが、ほ場整備の範囲に耕作放棄地を含めることで交付金収入が少なくなりますので、作付け等の農地の利用が限られてしまいます。

私は、民家の多い地域でのほ場整備事業の実施は生活環境の改善を第一に考えており、特に耕作放棄地の解消を図ることが大事と思っております。目的は、ほ場整備事業ではなく、環境維持の手段がほ場整備であり、老朽化水路の改修でありますことから、結果として農地の荒廃を防ぐことができ、農業経営の改善や担い手の育成の場ができれば良いとも考えております。

そこでお尋ねします。このたびの水田活用の交付金制度に新たな要件として5年に1度の水張りの実施が必要となり、今後の農業経営に支障が出ると考えますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（田中 敏靖君） 19番、森重議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 森重議員の経営所得安定対策事業に係る交付対象水田の見直しについての御質問にお答えいたします。

私は、県の農林業の地と技の拠点をもつ市としての強みを最大限に生かし、山口県の土地利用型農業を牽引するような防府市の農業を目指しております。そのためには、新たな担い手の確保・育成が重要です。

本年5月、県のやまぐち農林振興公社と農林総合技術センター、そして防府市農業公社による地域農業の担い手育成を目的とした連携協定が締結されたところであり、本市といたしましても、担い手育成事業を行う防府市農業公社の取組を支援していくこととしてお

ります。

一方で、担い手が安定した農業経営を行うためには、農業生産基盤の強化が必要であることから、ほ場整備事業の推進にも力を入れているところでございます。森重議員におかれましては、現在進行中の奈美地区のほ場整備において、地域のリーダーとして御尽力いただいているところでございます。

令和7年度には、農道牟礼小野線が開通することもあり、奈美地区が本市北部エリアの農業を牽引する地域になるものと大いに期待をしております。

議員御案内の、水田活用の直接支払交付金につきましては、水田を最大限に活用するために麦や大豆などの生産を推進し、食料自給率や自給力の向上を図ることを目的に助成されるもので、安定した農業経営のための重要な交付金となっています。このたびの見直しにおける、いわゆる5年水張りルールは、過去5年間に一度も水稻の作付けや水張りが行われていない農地においては、転換作物を作付けしても令和9年度以降は交付金の対象外とするというものでございます。現在、本市が進めているほ場整備は、未耕作農地を含む地域の全農地を一体的に整備することで、耕作放棄地の解消、担い手への農地の集積・集約を実現し、経営基盤強化を図ることを目的としています。ほ場整備実施中の地域計画策定をした地域については、経営計画に交付金を見込んでいることから、事業が進む中で5年水張りルールにより交付金の対象外となることは、計画自体が成り立たず、結果的にはほ場整備事業が進まなくなります。ほ場整備事業の推進のためには、これらの地域において5年水張りルールを適用することは絶対に認めることはできません。このことは、去る8月9日に開催された山口県市長会議において議題となり、5年水張りルールの見直しを国に対して要望することが全員の賛同をもって可決されました。会議におきまして、私はほ場整備に着手している地域、ほ場整備の計画策定をした地域においては、交付金の対象から外すことはあってはならないと強く意見を述べさせていただきました。私は、本市の農業振興のためには、ほ場整備事業の推進による農業生産基盤の強化が重要であると考えております。

今後も、関係機関と一体になって本市の土地利用型農業を将来にわたって担う農業者をしっかりと支援してまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 19番、森重議員。

○19番（森重 豊君） ありがとうございます。答弁の中で、山口県市長会議においても議題となり、5年水張りルールの見直しを国に対して要望することを全員の賛同をもって可決され、また、本市の土地利用型農業を将来にわたって担う農業者をしっかりと支

援するとの心強い答弁をいただき、安堵いたしました。今後の成り行きを注視することといたしますが、地元においても水張り問題は重要視しておりまして、この解決策を検討していく必要との声が上がっております。具体的な方法としては、とりあえず耕作放棄地の解消を地区一丸となって実施することと考えており、その手段として遊休農地解消緊急対策事業による補助金を利用しての水田としての農地の復活を試みてみたいと現在考えております。その要件としては、使用貸借による農地中間管理権を、10年以上の設定や耕作放棄地の解消後の翌年には担い手に貸付けることとなっておりますが、使用貸借については関係者との協議することで可能と考えており、担い手の貸付けについては、担い手がないから耕作放棄地になっているのが現状ですが、先ほど触れましたけど、水田までの水路の確保が万全であればこの事業を利用することも一案と考えております。この事業は、単市等の事業の併用も可能のこととございます。しかしながら、事業を実施する関係者はおおむね高齢者による対応なので、実施できる面積は限られることから、地域によっては協議する以前に問題解決を諦めるしかない場合も出てくるのではないかと危惧しているところでもあります。問題は多くありますが、経営所得安定対策事業に係る交付対象水田の見直しについては、今後の関係機関での解決対応に期待して、質問事項1について終わります。ありがとうございます。

続きまして、質問事項2の、がんばる地域応援事業についてお尋ねいたします。

6月の一般質問で、石田議員がお尋ねになりましたが、あえて同じ質問をいたしますのでよろしく願いいたします。

がんばる地域応援事業につきましては、地域で抱える様々な課題の解決に結びつけ、地域の活性化につながることを目的とした、今までにない市独自の事業でありますことに対して大変期待している1人であります。

高齢化で担い手不足の地域においては、この事業を利用することで、地域では考えることができなかった行事や、予算化することができなかった新たな活動に対する対応が、地域ごとの違った問題点に対して前向きに検討することができますことから、今後は多くの地域等でこの事業の活用が見込まれることが考えられます。しかしながら、当初の説明では、同じ事業の継続に対しては2年目からは対象から外れるとのことでした。また、当然、金額も上限が決まっております。新たな行事や活動となれば継続時よりも当初の予算が多くかかる場合や、毎年継続することで内容が膨らみ、多くの予算を必要とするなど、様々なことが考えられます。以前お聞きしましたが、この事業は前年の利用内容や意見を踏まえて毎年進化する事業とお聞きしております。今年度は、当初ですから来年度には大幅な進化を期待しているところでございます。

さて、ここで質問いたします。事業開始後の申請状況及び今後の事業の在り方についてどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（永松 勉君） 森重議員の、がんばる地域応援事業について、事業開始後の申請状況、今後の事業の在り方の御質問にお答えいたします。

この事業は、6月議会で市長が答弁いたしましたとおり、地域の方の声をお聞きしながら、より良い応援となるよう成長していく事業です。

まず、事業開始後の申請状況についてです。4月から5月の1次募集では、34件の相談のうち26件の交付申請があり、全てに交付決定いたしました。8月末時点で既に15件が取組を完了されております。主な取組内容としては、法定外公共物などの維持管理が困難になったことによる草刈機やチェーンソーなどの資機材の購入や、伐採作業の委託などございました。また、7月からの2次募集は、今月末まで申請を受け付けているところです。2次募集を開始するにあたり、この事業をより多くの地域で活用していただくため、市広報やホームページ、FMわっしょいで今までの取組事例を案内いたしました。また、写真を多用し分かりやすく取組事例をまとめたチラシを全自治会長へ送付するとともに、各公民館へ掲示するなど周知に努めてまいりました。

2次募集では8月末時点で25件の相談があり、うち8件が申請をされ、全て交付決定が完了し、自治会などにおいて課題解決に向けた取組を実施されているところでございます。

主な取組内容としては、コロナ禍のイベント自粛により希薄になった地域の交流を活性化させるためのイベントの実施が5件と最も多く、このほか法定外公共物の維持管理に係る取組もございました。

次に、今後の事業の在り方についてです。事業の相談などを受ける中で、この事業を活用し清掃作業の委託や草刈機などの資機材を購入し、地域課題を解決することができたという声などをいただいております。一方で、道路の補修工事を実施したが地域の負担が大きかったという声や、剪定作業や土砂の処分の委託費が高額で地域課題の解決を諦めたなどの声もございました。そのほか、この事業を使って地域の課題を解決したが来年度も補助してほしい、など地域の方から様々な御意見をお聞きしているところでございます。

今後、市としてはこの事業が地域課題の解決に向けたより良い事業となるよう、地域の皆様から様々なお声を聞きながら、必要な見直し・改善を図っていくこととしております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 19番、森重議員。

○19番（森重 豊君） 答弁ありがとうございました。

交付申請は1次募集で26件、その後8件の34件の申請があったとのことですが、予算的にはまだ十分にあるとのことなので、今後の利用が増えるように、さらなる検討が必要と考えられます。さて、担当部署にお聞きしたところ、行事活動に対しての賃金や日当など、人に対しての対価についての利用は好ましくないとの返答をいただいております。自治会等の地域住民全体での共同作業、奉仕活動に対しては当然、賃金・日当を支払うことは一般的にはありませんが、自治会等の共同作業に対して参加できない場合は不謹慎料を徴収することがあります。しかしながら、近年のコロナ禍での共同作業等の不参加に対する不謹慎料の徴収を控えることが増えているのではないのでしょうか。当然、不謹慎料免除となれば参加者は減少します。そういった状況に加えて今までは公共の市道や県道等は隣接している居住者、田んぼの所有者等が草刈り等の対応をしておりましたが、高齢化で担い手のいない自治会や地域では難しい問題になっております。地域での新たな行事等を始めると、始めた当初は奉仕的に参加をしていただきますが、継続するとなると回数を増すごとに参加者は減少していきます。全てが奉仕となるとその行事は長続きしません。新たな活動には賃金・日当の対応も必要となる事案も多いにあると考えますことから、今後の見直しの中に賃金・日当の支出を事業の対象に含めていただくと、この事業を活用する方は大変に利用の幅が広がると思います。

私どもは困っている市民の皆さんに隔々まで手の届く事業の展開を大いに期待しております。来年に向かって予算編成時には使い勝手の良い、利用幅のある事業となりますよう、前回、石田議員も要望されましたが、私からも重ねて要望いたしまして、私の質問を全て終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、19番、森重議員の質問を終わります。

○議長（田中 敏靖君） 次は、21番、高砂議員。

〔21番 高砂 朋子君 登壇〕

○21番（高砂 朋子君） おはようございます。「公明党」の高砂でございます。それでは、通告に従いまして4項目にわたって質問いたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

第1項目として、子どもの健やかな成長のための切れ目ない支援について質問します。

今年度の当初予算の概要に、防府の未来に向けて子どもたちを全力で応援しますとあり、不妊治療費助成から高校生まで医療費無償化まで多くの支援策が年代別に紹介されておりました。私ども公明党として提案、推進させていただきましたことも多く事業化されてお

り、心より感謝申し上げます。また、本市独自のほうふっ子応援パッケージは、子育て世代に浸透してきており、今年度も事業が追加され充実されていることを大変うれしく思います。中でも、コロナ禍で推進させていただいた妊産婦への地元食材の贈り物は、地元の生産者や事業者の御協力をいただきながら、母子の健康づくりだけでなく多くの子育て情報も一緒に届けられることで孤立を防ぐなどの側面もあり、社会全体で子育てを応援することの重要性を改めて感じております。これからも防府市で子どもを産み育てたいと思う子育て世代が増えるよう、ワクワクするような子育て支援策の展開に御期待申し上げます。そこで、2点質問いたします。

1点目、明年1月に移転オープンされ、子ども子育ての拠点となるこども家庭センターを中心に、子育て支援団体等とのネットワークを活用し相談、交流、情報、発信を充実させていただきたいと考えます。本市の今後の取組を伺います。

2点目、前述申し上げましたように、これまでお米や旬の地元食材の贈呈等食を通した子育て支援に取り組んできていただいております。学校給食におきましても、子どもたちの成長を願い、地場産食材を活用した食育に取り組んでこられました。そのような中、心配されるのが、近年子どもたちの食物アレルギーの多様化ですが、アレルギーがあっても分け隔てなく楽しく給食の時間を過ごせるようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。本市の対応を伺います。

○議長（田中 敏靖君） 21番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 高砂議員の、子どもの健やかな成長のための切れ目ない支援についての2点の御質問にお答えいたします。

私は、全ての子どもが元気に健やかに成長することを第一に考え、ほうふっ子応援パッケージとして、本市独自の子育て支援策を積極的に進めております。これまで妊娠中や子どもの誕生時の旬の地元食材のお届けや、新入学時児童用カバンの贈呈などを行い、市民の皆様からも評価をいただいているところでございます。

今年度は新たに兄弟となる子どもたち全員へのおそろいのプレゼントや、3歳児健診時に食に関する絵本のプレゼントをするなど、常に見直しながら充実を図っております。

それでは、1点目の、本市の子育て施策の今後の取組についてです。

来年1月にオープンする子ども子育ての拠点であるこども家庭センターにおいて、子ども・子育てに関する全ての相談を受け、一人ひとりに寄り添い適切な支援を行うため、現在、こども食堂など地域の子育て支援団体や保育園など子育て関係機関、そしてこども家庭センターをスムーズにつなぐネットワークを構築しているところでございます。今後、

このネットワークを活用し一元化した子育て情報の発信や、同じ悩みを持つ親子の交流なども実施してまいります。また、防府市は子育てに力を入れているまちであることをPR、発信するためのシンボルマークを策定することとし、現在、健やかに育つほうふっ子をイメージしたシンボルマークを作成中です。今後、このシンボルマークをほうふっ子応援パッケージに使用するなど、市内外に防府の子育ての充実を発信してまいります。

さらに、ほうふっ子を全力で応援するほうふっ子の日を定め、ほうふっ子給食の提供やイベントを開催することも検討しております。ほうふっ子給食については、防府市産の食材を豊富に取り入れた子どもたちの人気の献立とし、子どもたちに防府で育っていることを実感してもらえるようにしたいと考えています。

今後も、防府市の未来を担うほうふっ子を全力で応援し、子育てしやすい町となるよう、また、市民の皆様の笑顔と活気があふれる町となるよう全力で取り組んでまいります。

次に、2点目の、学校給食における食物アレルギーの対応についてです。

私は、学校給食は安全・安心で栄養バランスの取れた食事を提供することで、子どもたちの健やかな身体と心の発達を支えるものと考えております。

議員御案内のとおり、本市においても食物アレルギー等を有する子どもたちが多くおります。その要因は多様で、一人ひとりの状況が異なります。そのため、各学校においては家庭との連携を密にし、正確な情報を共有して慎重に対応をしているところです。そうした中、食物アレルギー等により給食が食べられず、家から代替りの食べ物を持ってきている児童生徒がいます。私は、子どもたちの健全な成長のために可能な限り、子どもたちに給食を提供しなければならないと考えております。このため、栄養の基本となる主食のパンと牛乳につきましては代替食を来年度から確実に提供できるよう、体制を整えてまいります。市として子どもたちが健やかに成長するよう、常に安全・安心で栄養バランスの取れた給食の提供に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 21番、高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。

本年6月に引き続き子育て支援について取り上げました。子育て支援の各関係団体とのネットワークを今構築されているとの御答弁がございました。この中心となるこども家庭センターの機能の充実本当に大きな期待をしております。

先ほど、市長さんからほうふっ子をイメージしたシンボルマークを作成中とのことでございます。防府市は社会全体で子育てを支援しておりますと市内外に広く宣言をすべく、大事な取組ではないかと思っております。親しみやすいシンボルマークとともに、多くの

人がそのメッセージが伝わるようにどうかよろしく願いをいたします。

ここで再質問を1ついたします。県下に先駆けてスタートしたこども誰でも通園制度でございますが、現在、1か所御協力をいただいております。今後、ニーズも増えていきますので、ぜひとも市内に展開をしていくべきではないか、していったほしいと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 保健子ども部長。

○保健子ども部長（石丸 典子君） 御質問にお答えいたします。

7月より、市内1つの保育所で先駆けて運用を開始しております。その中で幾つかの課題も見えてまいりました。今、課題のまた検討・見直しをしてほかの園でもスムーズに運用ができるように取り組んでいるところでございます。その後、また横展開していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 21番、高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） 今、課題を検討中ということで、横展開できるようにという御答弁でございました。ぜひともよろしく願いをいたします。先ほどの市長さんの御答弁の中に、ほうふっ子給食といううれしいワードがございました。地元の食材を使って人気の献立にということです。子どもたちの記憶に長く残るようなワクワクしたメニューを考えていただきたいなということを要望しておきます。

今の御答弁を聞いて、山口市の給食から広く子どもたちの人気メニューになったチキンチキンごぼうというのがございます。本当にリズム感があるネーミングなわけですがけれども、これに劣らずすばらしいほうふっ子給食のメニューができあがりますことを期待しております。

それから、給食の問題にも踏み込んでいただきました。子どもたちはコロナ禍、楽しい時間であるはずの給食を黙食でがんばり抜いたわけでございます。それは教育長さんをはじめ教育関係者の皆様御協力のもとでありますけれども、子どもたちはがんばり抜いたわけでございます。給食は心の発達につながる旨の今御答弁もありましたが、アレルギーがあっても分け隔てなく楽しく給食の時間が過ごせるといいなと思って、今回質問をさせていただきました。パンや牛乳、来年度から確実に代替食を検討していきたいという御発言だったかと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

平成20年、2008年ですが、まだ私どもが子育て真っ最中に児童・生徒のアレルギー対応給食の充実、そしてアレルギーによるアナフィラキシーショックへの対応について質問をいたしました。この年に、文科省ガイドラインにエピペン、アドレナリン自己注

射薬のことですが、そのエピペンへの対応が盛り込まれておりました。学校内でエピペンを使用した例がありますかとそのときにお聞きしたわけですけれども、1例あるということでした。そこで、私は教職員の研修の必要性を訴えさせていただきました。

そこで、次の再質問でございますけれども、万が一ですが食物アレルギーによる発症が起きたときの対応はどのようになっておりますでしょうか。また、エピペン所持の児童・生徒の実態を教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 御質問にお答えいたします。

まず、エピペン所持の児童・生徒の実態についてですが、8月末現在、市内では30人の児童・生徒がエピペンを所持しております。この数字には食物アレルギー対応でない児童・生徒の数も含まれております。

次に、食物アレルギーを持つ児童・生徒への対応についてお答えします。

各学校においては、新学期が始まる前に食物アレルギーを持つ児童・生徒について把握し、エピペンを所持している場合は保管場所についても確認するなど、全教職員が組織として動けるよう、情報を共有しております。

給食での除去食等個別対応が必要な児童・生徒については、専用の献立表で本人だけでなく、学級担任やクラスメイトも献立を確認できるようにしております。また各校には、各種緊急時に備えた危機管理マニュアルがあり、エピペンを所持している児童・生徒が在籍する学校においては、役割分担等、実際の場面を想定した演習やエピペンの使用方法等についての研修を行っております。さらに本市では、教育委員会主催で毎年夏季休業中に山口県立総合医療センターからアレルギー専門の医師等を招き、研修を行っております。令和5年度からは教師用タブレット端末にアナフィラキシー発現時に動画と音声でアナフィラキシー補助治療剤の投与手順を案内するアプリを入れ、援助者が少しでも落ち着いて対応できる環境を整えております。万が一、アレルギー症状が出た場合は、対応マニュアルに従って迷わずエピペンを使用し、救急車を要請するなど適切な対応をしてまいります。食物アレルギーへの対応は、管理職以下全ての教職員が危機意識を持つことが大切ですので、今後も研修機会を確保しアレルギー事故の未然防止に努めてまいります。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 21番、高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） エピペンを所持している児童・生徒が30人いらっしゃるということで、大変大きな数字だろうと思います。多様化している食物アレルギー、不安を抱えて通っている子どもたちがいるということで、引き続き今御答弁がございましたけれ

ども、支援をよろしく願いをいたします。

食の軽視は命の軽視と先人は言うております。気候変動で食料生産が危ぶまれ、食文化の警鐘を意識せざるを得ない昨今でございます。改めて食を通しての子育て支援の重要性を感じております。全ての子どもたちが健やかに成長するために、社会全体で子どもたちを育てていけるよう、今後、切れ目ない子育て支援の充実に大きな期待を申し上げ、この項の質問を終わります。

第2項目として、障害者福祉の充実について質問します。

8月のある朝、大道駅のホームですてきな女性と出会いました。彼女は電車を待っている間、少しでもホームの雑草を引いておられ、就労継続支援B型事業所でお世話になったこと、今はスーパーで働いていることなど、汗を拭いながら話してくださいました。申し訳ない気持ちと、感謝の気持ちでいっぱいになりました。現総合計画に、障害のある方が地域で共生し、自ら自主的に生き方を選択し、安心して自分らしく充実した生活を送ること、とありますが、私どもが障害者の方々から学ぶことは多く、共に充実した生活を送るために何ができるかを考えていかななくてはと強く感じました。

2005年、オストメイトの友人から市役所へ手続に行った際、安心して使えるトイレがなくて困っているとの相談を受け要望、その後、1号館にオストメイト対応の多機能のトイレを設置していただきました。私のトイレ環境の充実はこの行為から始まりました。今や新設の建物へは当たり前の機能ですが、当時、既存の建物にはほとんど設置されておりませんでした。全ての方が安心して排泄ができる、この当たり前のことが当たり前にできることを願い、6回目となるオストメイトの支援について取り上げます。

オストメイトについて、排泄物を受け止めるためのストーマ装具、人工肛門や人工膀胱はなくてはならないものです。昨年10月、日本オストミー協会山口県支部の方々から様々な御苦勞をお聞きする機会が党としてございました。まずは、防府市は災害時におけるストーマ装具の給付について、県内で初めて販売事業所と協定を締結していただき感謝していると御挨拶され、そして近年、特に夏の暑さでパウチが溶け、多くのオストメイトがパウチの交換頻度に悩まされている。交換をせずに我慢しての継続使用はストーマ周辺の皮膚障害を招き、結果として医療費増を招きかねないと窮状を訴えられました。11月には、ストーマ保持者の生活における困った経験と題する講演を聞き、実際の装具等も見せていただきました。パウチは10日もつはずが、今年の夏は3日しかもたなかったとのこと。今年はおさらのことだろうと思います。ストーマを維持していくためには、パウチのほかに洗剤や消臭剤、皮膚保護剤など付属品も必要です。これらは、日常生活用具給付事業の対象となっておりますが、基準額は2007年より据え置かれたままとなって

おり、今般の気温上昇や物価高騰の状況を鑑み、基準額を見直し対象品目となっていない保湿剤を加えるなど、支援を拡充すべきではないでしょうか。そして安心して御家庭で、地域で、そして社会で充実した生活を送っていただきたいと考えます。本市の御所見を伺います。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 高砂議員の、障害者福祉の充実についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、人工肛門や人工膀胱を造設されているオストメイトの方にとって、排泄のためのストーマ装具はなくてはならないものです。本市といたしましても、オストメイトの方のQOL、いわゆる生活の質を確保し、安心して暮らせる社会を実現することは大変重要であると考えており、地域生活支援事業の1つである日常生活用具給付事業により、ストーマ装具の給付を行っているところです。ストーマ装具につきましては、1984年に国が補装具としての給付を開始し、その後、障害者自立支援法の施行に伴い、2007年4月から市町村による日常生活用具給付事業へと移行されました。このことに伴い、日常生活用具の基準額や対象品目の決定を各市町村で行うこととなり、本市では移行前の国の基準額をもとに、ストーマ装具の1か月当たりの基準額を消化器系は8,858円、尿路系は1万1,639円に設定いたしました。ストーマ装具の購入費用がこの基準額以内であれば、オストメイトの方の自己負担につきましては原則1割となります。購入費用が基準額を超えた場合は、その差額分について全額自己負担となります。近年の物価高騰などによって基準額以内での購入が難しくなっており、消耗品であるストーマ装具を生涯にわたって使用し続けるオストメイトの方にとっては大きな経済的負担になっていると認識しております。

本市では現在、物価高騰による市の事業への影響について全庁的に調査を行い、その対策を検討しているところであり、その中で議員から御指摘のありましたストーマ装具の基準額や対象品目についてはオストメイトの方の立場に立った検討を行うこととしております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 21番、高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） ありがとうございます。基準額、対象品目については、オストメイトの方々の立場に立った検討ということでございましたので、どうぞ声なき声、重要な声として受け止めていただき、見直しをしていただきたいということを強く要望しておきます。

ここで、要望を3点ほどさせていただきます。

障害のある方の利便性の向上を図るために障害者手帳の情報をスマホに取り込み、窓口などでスムーズに提示する取組、障害者手帳のアプリ、ミライロIDという取組がございます。岩国市でも実施されております。どうか御検討をよろしく願いをいたします。

また、2つ目ですが、私がかねがね感じていることですが、行政にもっと社会福祉士の力をとってほしいです。本市は県内でもトップクラスの保健師30名を超える方々が健康、高齢福祉、障害福祉の分野で活躍されており、私も何度も御相談に行き助けられました。本当に頭が下がる思いでいっぱいでございます。通告に当たり調べていただいたところ、現在、本市は正職員のうち1名、社会福祉士資格を有することを条件に採用されているということと、令和6年度定期採用する予定があるということでございます。福祉総合窓口も開設されております。福祉専門職の採用は今後絶対に必要になると思います。どうかよろしく願いをいたします。

それから、これだけは最後をお願いをしておきたいと思っております。これまで何度か手話言語条例の制定をお願いしてまいりました。コミュニケーション条例の下、様々な障害を持つ方々に配慮・支援を進めてくださっていることに改めて感謝を申し上げます。その上で、手話は言語であるとの認識を広げ、ろう者が手話により意思疎通を円滑に行うことができる地域社会を形成していただきたいということを要望して、この項を終わります。

以上、よろしく願いいたします。

それでは、第3項目として、誰もが働きやすい環境づくりの促進について質問します。

現総合計画に「誰もが安心していきいきと働ける社会の実現を目指すため、性別や年齢にかかわらず一人ひとりに応じた、多様で柔軟に働ける環境づくりを進めるとともに、勤労者の健康の維持・増進及び生活の安定化などを図る」とございます。少子高齢化・人口減少社会において、15歳から64歳の生産年齢人口は、1995年の約8,726万人をピークに、2023年は7,395万人に減少。今後も減少傾向は続くと言われており、人手不足が深刻化する中で、一人ひとりに応じた多様な就労環境充実への取組は重要課題だと考えます。

本年2月の内閣府経済財政諮問会議の資料を見ますと、生産年齢人口の減少は2030年代に加速。健康で意欲ある65歳から74歳の活躍等、生涯活躍社会の実現が重要とあり、高齢層の労働参加率は上昇傾向にあり、現在働いていなくとも就労意欲を持っている高齢者は存在しており、年齢制限の緩和やミスマッチの解消等が重要とございました。

私の周辺にも定年退職した後、次のステージで自分の体力や家庭環境に合った働き方で頑張っておられる方々や、何か社会の役に立ちたいと次のステージを探しておられる方々

がおられます。女性の場合、家事・子育て・介護等との両立、結婚・出産等で退職した後の再就職、育休取得後の復職、一人親家庭としての就労等、多くの不安を抱えておられ、これまで多くの御相談をいただいております。中には、家計を支えるため製造・建築といった女性の参画が少ない分野で技術や資格取得に挑戦し、再就職を考えておられる方々もおられました。これらの声への支援を求め、要望を重ねてきたわけですが、さらなる充実が必要ではないかと感じております。様々な環境の中で、女性や高齢者が就労を通して生き生きと活躍できるよう支援していくことは、深刻な人手不足への解消へ、そして地域経済の活性化へとつながってまいります。

このような背景から、2点質問いたします。

1点目、働く意欲がある女性や高齢者等の多様な人材を財産ととらえ、その人材が意欲と能力に応じて多様な就業機会にチャレンジできるよう、令和4年度から人財活躍サポート事業が実施されています。さらなる拡充ができないか、以下、お聞きいたします。

現在、ルルサス文化センターにおいて週2回、予約制で相談対応されています。どのような対応状況なのかお聞きするとともに、さらに多くの方に相談の機会が得られるよう、出張相談会や積極的な情報発信等を工夫できないか、相談内容によっては関係機関部署とのさらなる連携をと思っております。再就職したいけれども、いきなりハローワークは敷居が高いと言われる高齢者や女性の声をいただいております。就職で悩まれる背景には経済的なこと、健康、子育て、介護等、様々な課題を抱えておられます。それらを汲み取っていただける相談体制が必要だと考えます。そういった意味で、この事業の役割は大きいと思います。本市の御所見を伺います。

2点目、性別や年齢などにかかわらず、誰もが働きやすい職場環境を形成するために実施されている、働き方改革促進事業の取組状況を伺います。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（杉江 純一君） 高砂議員の、誰もが働きやすい環境づくりの促進についての2点の御質問にお答えします。

まず1点目の、再就職を希望する女性や高齢者への相談体制の充実についてです。

議員からの御提案を受け、令和4年度に女性や高齢者がキャリアコンサルタントに気軽に相談できる窓口をルルサス文化センターに開設し、現在までに105人、延べ371件の相談を受けています。利用者からは、育児が大変で仕事を探す時間がない、介護の隙間時間で働きたい、これまでの経験を生かせる仕事に就きたいなど、就職活動を開始する上での相談等を受け、内容によっては専門機関へつなぐなど、きめ細やかな対応を行っております。その結果、約3割の方が再就職をされています。

また、来年1月には華城に防府市こども家庭センターがオープンすることから、子育て中の女性がお子さんを連れて安心して参加できる同センターでの相談会の開催に向けて準備しているところです。

次に、2点目の働き方改革促進事業の取組状況についてです。

市内各所で人手不足が深刻化する中、人材の確保・定着を確実に行的っていくためには、誰もが働きやすい職場環境の実現が求められています。その実現のためには様々な取組が必要となり、その中でも若年者に魅力的な雇用の場を提供するとともに、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めることが重要です。

この考えの下、子育てを地域全体で支える「とも×いく」が当たり前の山口県の実現を目指して、県と市町が一体となって取り組むことを本年2月に共同で宣言し、その第一歩として、男性の長期育児休業取得促進等に重点的に取り組むことが示されました。

これを受け、市職員においても男性の2週間以上の育児休業取得率100%達成に向けた取組を強化し、育児休業取得者は宣言前と比べ大きく増えたところです。

また、市内事業所に対しても、その取組を広めるため、5月には市長、防府商工会議所会頭及び防府公共職業安定所長が事業所を直接訪問し、男性の育児休業の取得をはじめ、働き方改革の更なる推進について要請を行いました。さらに、男性の育児休業等の取得促進に取り組む事業者に対する補助金や職場環境の整備、多様な働き方の理解促進に向けた取組を支援するため、今年度創設した補助金を防府商工会議所と一体となって、国・県などの制度を含めて周知に努めているところです。

市としましては、市内事業者に働き方改革の推進を粘り強く要請していくとともに、課題を把握して対策を検討するなど、働きやすい職場づくりを促進することにより、年齢や性別を問わず、誰もが安心して生き生きと働き続けることのできる防府市を実現するよう努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 21番、高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。

これまで、就労に関わる相談体制の充実性を願い、質問してまいりました。今、行われております人財活躍サポート事業も、その提案の1つでございます。市単独ではなかなか進まない事業でありますので、様々な関係機関との連携の上で、ぜひとも積極的に進めていただきたいと思いますと考えております。

ルルサスでの相談会の概況を教えてくださいました。371件だったのでしょうか。就職活動をする上での相談ということで、大変有効な取組ではないかと感じております。

私は、実は強く要望しようと思っておりましたことを、部長のほうから先にお答えをしていただきましたので心から感謝を申し上げますが、子育てと就労は切り離せないということで、通告聞き取りの際に、出張相談として新設されるこども家庭センターで開設してはどうかという案を御提示をいたしました。そのことに対して御検討していただいたんだと思いますが、準備をしているということでございましたので、どうぞよろしくお願いをいたします。これは保健こども部とも連携してやっていくことでございますので、杉江部長、石丸部長どうかよろしくお願いをいたします。

それから、また分かりやすい、受け取りやすい情報発信ということ。また、相談内容によっては関係機関、部署との連携が必要でございますので、さらなる御支援をよろしくお願いをいたします。

ここで、要望をさせていただきます。女性の活躍をと、これまで何度か取り上げてまいりました。多様性の時代ではございますが、女性活躍とうたわなければ女性政策は進みません。私も1人の女性議員の立場から様々な御相談を受けてまいりました。その上から御提案、また、御要望を重ねてきたわけでございます。県は、男女で育児・家事を分担し、ともに希望に応じてキャリア形成と両立が可能となる社会を目指す「とも×いく」を推進しております。女性活躍にも大きく影響すると思えます。「とも×いく」をしっかりとPRをし、推進をしていただきたいと思います。まずは、市役所の皆様方からお手本をと申し上げておきたいと思えます。

先日、シルバー人材センターを訪問し、現況について説明を受けてまいりました。昨年度登録会員は881名、平均年齢は75.2歳、高齢化は進んでいるようですけれども、生涯現役の気概でがんばっておられる様子でございます。確か、80歳以上も100名以上いらっしゃるかと思います。中には登録はしたものの、マッチングができなくてやめてしまう方もおられるということでございました。そこで、要望でございますが、先ほどから御紹介、また、御答弁をいただいた人財活躍サポート事業との連携で支援を広げていてはどうかと思えます。シルバー人材センターの担当者が言われておりました、動線が増える取組ということでございます。働きたいと希望する方々への動線が増える取組をどうぞよろしくお願いをいたします。

2022年1月11日、読売新聞の記事に人材確保に悩む保育と介護の業界が新たな担い手としてシニア層に期待をかけている。社会経験に裏づけられた年配者ならではの行き届いた配慮で、子どもや同世代の介護を必要とする人を支えられるのが強みだとありました。人手不足で悩んでおられる保育や介護の現場と、フルタイムでは動けないけれども、何か社会に貢献したいと考えておられる高齢者をマッチングできる仕組みはできないもの

かと考えます。どうか、御一考よろしくお願ひいたします。女性も高齢者も、そして若い人も障害者の方も誰もが働きやすい環境づくりに、企業、事業者の方々、関係者の皆様の御協力をいただきながら、さらに促進をしていただきたいということをお願いして、この項を終わります。

第4項目として、次世代へつなぐ良質な市営住宅の提供について質問をいたします。

私は、これまで、市営住宅行政は建物の提供にとどまらず、住宅セーフティネットとして福祉の観点が必要と考え、優先入居制度の導入、高齢者や障害者のための住み換え制度の充実や緊急通報装置の設置、バリアフリー化、保証人制度の廃止等についてお願いをしてまいりました。

8月20日、総務委員会所管事務調査において、庁舎建設事業について説明を受けた際、各課の配置計画に市営住宅の部署が建築課内ではなく、本館、新館になりますけれども、2階の高齢福祉課、障害福祉課、福祉総務課と同じフロアにあることを知り、安堵いたしました。市営住宅にお住まいの方々、入居希望される方々が安心して暮らしていただけるよう、各課連携の下、より一層の御配慮をどうかよろしくお願ひをいたします。

令和3年3月議会において築50年を経過、老朽化し、募集停止中の市内最大級の市営坂本住宅更新について取り上げました。

高齢者も多く、住居への不安の声をいただいておりますし、国道2号や整備が進んでいる県道防府環状線にも近く、近隣市への利便性も良い立地であること、隣接の農林業の知と技の拠点の整備もその当時は進んでおりましたこともあり、また、市民にとって馴染みのある大平山の麓にあることも大変魅力的であり、牟礼地域のみならず、本市にとって活性化につながる市営住宅となるよう期待したからでございます。

令和4年度、新規事業として市営住宅建替事業が予算化され、市営坂本住宅建て替えに向けてスタートしております。令和5年度は建て替えの方向性が示され、今年度は基本設計から実施設計に取り組んでおられます。

そこで、2点質問いたします。

1点目、現在、市営坂本住宅建て替えに向けて計画を進めておられます。誰もが安全・安心に暮らせるユニバーサルデザインによる整備、住民の交流を促進する場作りが重要です。今後のスケジュールとともに取組状況を伺います。

2点目、高齢者も多い現入居者の方々への配慮・支援は大変重要でございます。住み替えの対応状況を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 高砂議員の、次世代へつなぐ良質な市営住宅の提供について、2点の御質問にお答えいたします。

住宅は、市民の皆様が安心して生活を送る上で最も重要な基盤であり、セーフティネットとして重要な役割のある市営住宅を更新し、将来にわたり良質な住宅を提供していくことは市の重要な責務と考えております。そのため、令和3年度に策定した防府市公営住宅等長寿命化計画において、誰もが快適に過ごせる居住環境の整備を掲げ、高齢者や障害をお持ちの方、子育て世代など、誰もが快適に過ごせるよう計画的に建て替えや改修を行ってまいりました。市営坂本住宅につきましては、この長寿命化計画に基づき、現在、建て替え計画を進めているところでございます。

それでは、1点目の市営坂本住宅の今後のスケジュール及び取組状況でございます。

本機会でご報告いたしましたとおり、建て替えの基本設計・実施設計に係る契約につきまして、事業者と6月に締結し、現在、設計を進めているところでございます。

令和7年度中には設計を完了し、8年度から解体、9年度には建設を始め、第1期の工事が完成する10年度からの入居開始を目指しております。建て替えに当たりましては、議員御指摘のとおり、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを採用し、エレベーターの設置や段差の解消等に努め、高齢者世帯、障害をお持ちの方、子育て世帯に対して十分に配慮することとしております。また、地域住民の交流の場となる集会所や、憩いの場となる公園を整備するなど、様々な世代の方が安心して暮らせる住環境を形成してまいります。

続きまして、2点目の住み替えへの対応状況についてでございます。

入居者におかれましては、そのまま建て替え後の新坂本住宅への住み替えを希望される方や、他の団地を希望される方など、その意向は様々でございます。住み替えに当たりましては令和4年度から希望調査を行い、まずは坂本団地以外への住み替えを希望される方に対し、先行住み替えを行っているところでございます。

介護が必要な高齢者等、支援を必要とする方に対しましても福祉部局と連携し、個別の相談に丁寧に対応し、スムーズな住み替えに努めてまいりました。

現在、福祉部局と連携し、住み替えられた方5名を含む13名の方が他の団地等へ移転されております。来年度からは、住み替え後も坂本住宅に住み続けることを希望される方に対し、団地内での住み替えを順次行ってまいります。今後も、入居者の意向に寄り添った住み替えを進めていくとともに、市営坂本住宅がこれからの市営住宅建て替えのモデルとなるよう、次世代につなぐ良質な住環境をしっかりと整備してまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（田中 敏靖君） 21番、高砂議員。

○21番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。

坂本住宅の今後のスケジュール、そして建て替え後の状況等も御答弁をしていただきました。

スケジュール的に見ますと、令和8年度から解体、9年度建設開始ということで、10年度から入居が始まるということでございます。10年度から入居ということは、今から4年あるわけですね。それで、私が懸念しておりますのは高齢者が大変多い市営住宅でございますので、高齢者の方々、年々、1年1年、体調の変化も大きい心配がございます。御答弁にありましたように、住み替えに関して福祉部局とのしっかりとした連携、丁寧な対応がぜひ必要ではないかと思っております。建て替え後も住みなれた坂本住宅で暮らしたいと希望される方も多いと聞いております。積み上げて来られたコミュニティを温かく見守っていただければということをもた希望しておきたいと思っております。

残られる方の住み替えに当たっては、団地内の中で住み替えをしていくということ聞いております。やはり引っ越し、引っ越しが重なるわけですね。そういったことを考えましても、高齢者の方々にとって負担の大きいこととございます。しっかりと御配慮をよろしくお願いをいたします。

そして、子どもたちから高齢者まで、誰もが安全で安心に心地よく暮らせる憧れの団地となるよう、市長さんからはモデルにという言葉もありましたけれども、今後の建て替え、改修のモデルとなるよう、どうぞよろしくをお願いをいたします。

以上で、私どもの5期、20年にわたっての一般質問を閉じさせていただきます。

子どもたちから高齢者まで、障害のある方、ない方、多くの方々の福祉向上、幸せを願い、こうして最後まで声なき声を届けさせていただいたことは、この上ない喜びでございます。心より御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

以上で終わります。（拍手）

○議長（田中 敏靖君） 以上で、21番、高砂議員の質問を終わります。

○議長（田中 敏靖君） 次は、22番、清水議員。

〔22番 清水 力志君 登壇〕

○22番（清水 力志君） 「日本共産党」の清水力志です。通告に従って質問をさせていただきます。

執行部の皆様におかれましては、何とぞ、誠意ある御回答をどうぞよろしくお願いいたします。

まず最初の質問、航空自衛隊防府北基地の機能強化についてお伺いいたします。

この質問は、以前、一般質問をされた議員もいらっしゃいました。たしか2年前だったと思います。これまでの経緯を簡単に説明いたしますと、2022年（令和4年）度、航空自衛隊防府北基地に宇宙領域での防衛能力強化に向けて専門で対応に当たる、第2宇宙作戦隊を新設。山陽小野田市に宇宙監視レーダーを新設し、その運用に当たるというものです。そして、山陽小野田市にある宇宙監視レーダーが、この7月16日から26日までの間、本格運用に向けた実測調査が行われました。第2宇宙作戦隊の新設については、市のホームページにも掲載されており、市民の皆様にも周知されているように思われますが、更新の日付が2022年2月1日となっており、その後の更新がなく、その後どうなったのという市民の声も聞くようになりました。

以上のことを踏まえて質問をさせていただきます。

本格運用に向け、航空自衛隊防府北基地の機能強化や人員配置など、防府市はその後、どのような説明を防衛省から受けているのかお伺いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 22番、清水議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 清水議員の、自衛隊防府北基地の機能強化についての御質問にお答えいたします。

防衛省において、宇宙利用の優位性を確保するため編成された宇宙作戦軍は、宇宙領域専門の自衛隊として東京都の航空自衛隊府中基地内に本部が置かれております。

議員御案内の、山陽小野田市に整備されたレーダーは、静止軌道を常時継続的に監視可能な装置であり、今後、府中基地で運用されると聞いております。

こうした中、防府北基地内の宇宙作戦軍第2宇宙作戦隊は、各種人工衛星に対する電磁妨害状況を把握する装置の運用体制を構築するため、令和4年度に編成されたものでございます。この編成に先立ち、前年度には中国四国防衛局から施設や装置の整備などの事業計画等について説明をいただいております。その中で、北基地に配備される装置からの発信電波は民間で送信している電波と同レベルのものであり、人体などへの影響がないことも伺っております。以降、中国四国防衛局から事業計画について情報提供を受けており、先月末には令和7年度の事業計画として、防府北基地の定員が約60名増員となることや、北基地内の体制整備に伴う庁舎及び隊舎の施設整備等について説明をいただいているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、清水議員。

○22番（清水 力志君） ありがとうございます。60名の増員と、あと、基地周辺

の体制の整備ということをございました。このことは報道でも当時大きく取り上げられまして、また、昨今の国際情勢もございまして、市民の皆さんの関心事の1つではないかと思われまます。また、有事の際には防府市が真っ先に攻撃に遭うのではないかと、そういうふうな声も私も聞きます。今後も、少しでも新しい情報というのを、これまでせつかく市のホームページにも掲載されておりますので、これもまた小まめな更新というか、そういった情報を市民の皆さんに周知していただきますよう、要望をいたします。また、そもそもこの第2宇宙作戦隊の目的というものは、先ほど総務部長からも御答弁ありましたが、日本の人工衛星を他国からの攻撃や妨害を守るとともに、宇宙ごみの警戒活動を担うというふうにされております。その一方で、具体的な名前はここでは言いませんが、ある国の不審な人工衛星を監視するのが目的だという話も私も聞きます。平時、有事を問わず、軍事的な情報をほかの国、同盟国に提供することがもしあるのならば、これは、存立危機事態に集団的自衛権を認める憲法違反の安保法制にも違反する恐れも指摘されております。そのことも皆さんに認識していただきたいなということを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

では続いての質問、エコライフ住宅推進事業について質問をさせていただきます。

この事業について簡単に述べさせていただきますと、以前、防府市にございました住宅リフォーム助成制度、これからカーボンニュートラルの促進や住宅の省エネリフォームに特化した事業へと変化したものでございませす。

令和5年度の成果報告書によると、この事業は予算額5,000万円に対して助成額は約3,100万円、事業費は約3億9,000万円となっております。約3,000万円の助成額で市内業者に4億円近い仕事を生み出すこの事業は、来年度以降も継続して行ってほしいと、これは要望はいたしますが、それにしても、助成率は約6割程度ではあり少し物足りないなど、お世辞にも高いとは言えませす。

ところで、防府市では以前、店舗リフォーム助成制度という市内業者の店舗部分のリフォームに関する助成制度がございまして、申請開始初日に予算額に到達する申込みがあったなど、非常に市内事業者には喜ばれていた制度がございまして。残念ながらこの制度は廃止されましたが、実際にこの制度を利用した方から、会社を次の代に引き渡すときに気になっていたところを修繕できてよかったなど、そういった声もいただきまして、復活してほしいという事業者の声はとても多くございませす。本来であれば、店舗リフォーム助成制度の復活を求めるところではございませす、その前段階として、この事業の予算額いっぱいまで使っていただくためにも、対象をこれまで住宅部分だけでなく店舗部分にも広げてみてはいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（杉江 純一君） 清水議員の、エコライフ住宅推進事業についての御質問にお答えします。

エコライフ住宅推進事業につきましては、防府商工会議所と連携し、市内の施工業者を利用して県産木材の使用や環境に配慮した住宅リフォームを行う場合に、工事費の一部を市内共通商品券で助成するものです。

昨年度、これまでの安全対策の喚起から、カーボンニュートラルを促進する事業へと転換を図り、今年度は4月末の募集開始から4か月間で約250件の申請を受けております。

議員御提案の、本事業の店舗への対象拡充につきまして、個人住宅のリフォームは金融機関からの借入れの際、比較的金利が高く、借入れ期間も短いことから経済的負担が大きいため、現在の補助制度により支援しているところです。

一方、事業者につきましては、金融機関や国・県による様々な融資制度や、低利で御利用いただける市の中小企業振興融資制度がありますので、こちらを御活用いただきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、清水議員。

○22番（清水 力志君） 答弁の中には融資制度、そういったものを使っていたかというふうな、また、金利の差があるので住宅部分にはこの制度を使って助成したいという答弁でございました。この助成率なのですけれど、昨年の成果報告書で、これは結局6割程度にとどまっていると。この理由としては、市内事業者の方から、この事業はいろいろな制限があり、使い勝手が悪いと、なかなかお客さんにお勧めできない。という声も聞きます。また、以前あったような住宅リフォーム助成制度のほうが使いやすかったし、お客さんも喜んでくれたと。そういう話も多く聞きます。この際、いっそのこと住宅リフォーム助成制度の復活をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（田中 敏靖君） 産業振興部長。

○産業振興部長（杉江 純一君） 住宅リフォームの助成事業につきましては、昨年度、現状の政策課題であるカーボンニュートラルを促進するためエコライフ住宅推進事業へと転換を図ってきたものであり、本事業をしっかりと推進していくこととしております。

以上です。

○議長（田中 敏靖君） 22番、清水議員。

○22番（清水 力志君） 本事業をしっかりと推進していくと。そう言った割には、やはりこの助成額が約3,000万円にとどまっていると。この現状をどうするのか。この現

状に甘んじているのか。また、どうすれば予算額いっぱいまで使えるようにするか。それをぜひとも考えていただきたい、そのように思います。

この事業の目的の1つとしては地域経済活性化、これもあるはずですが。新型コロナウイルス感染症を経験し、現在は物価高騰に苦しむ市内事業者にとっても、また、使いやすく地域経済のさらなる活性化を要望いたします。ということで、この質問を終わらせていただきます。

続いて、訪問介護について質問をさせていただきます。

この4月から介護報酬の見直しが行われ、全体では報酬が引き上げられたものの、訪問介護における報酬は引き下げられました。この訪問介護の報酬の引下げが明らかになったときから、都市部などで集合住宅などを対象に効率よく運営できる事業者と、地方などで転在する自宅を1軒1軒訪問しなければならない事業者では、経営実態に大きな差が出てくると懸念をされておりました。

ところで、8月11日付、しんぶん赤旗日曜版で、訪問介護事業所がない自治体が6月現在で全国で97ほどあり、また、1軒の事業所しかない自治体も全国で277に上ると、このような記事がございました。また、今年の上半期の訪問介護事業所の倒産件数が、2000年の介護保険制度がスタートして以来、過去最多であるということが分かりました。全国で訪問介護サービスの空白地域が広がっています。訪問介護の報酬を減らして事業の継続をさらに困難にした国の失政は明らかです。

以上のことを踏まえて質問をさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、訪問介護報酬が4月から引き下げられ、全国で訪問介護事業所が休止や倒産に追い込まれています。防府市の訪問介護事業所の人員不足の現状や経営状況など、市は把握していますでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 清水議員の、訪問介護についての御質問にお答えいたします。

訪問介護事業所の実態を調査するため、今月初め、市内31事業所に向けてアンケートを行い、18事業所から回答を得ました。その結果、半数の9事業所は人員は不足していないとの回答でした。一方、人員が不足していると回答があった事業所は9事業所ございました。

経営状況につきましては、本年4月の報酬引下げ以後、経営が悪化したと回答した事業所が11事業所ございましたが、休止や廃止した事業所はなく、3事業所が新たに参入されております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、清水議員。

○22番（清水 力志君） ありがとうございます。実際にアンケートを行われたということで、回答いただいた9つの事業所が人員不足と、11の事業所が経営が悪化しているという御答弁でございましたが、私も聞いた中では、防府市内ではまだ休止や倒産に追い込まれた事業所はないという情報はいただいております。ですけれど、先ほど御答弁いただいたように、厳しい経営状況が続く事業所もございまして、いわゆる首の皮一枚つながっているという現状であることは間違いないというふうに思われます。

さらに、現場で働く訪問介護の皆さんから報酬の引下げは本当に腹立たしい、引下げにより人員不足がさらに加速したといった切実な声が寄せられております。

そこで、再質問をさせていただきます。今回、アンケートを実施されたということで、場合によったら必要な支援などを検討するべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。また、国に対して訪問介護の報酬の引下げ撤回はもちろんのこと、報酬の上げを、市からも求めていくべきではないでしょうか。御見解をお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 介護報酬は、国の基準により定められており、本市独自で助成を行うことは考えておりません。

国へは、訪問介護報酬の引上げについて、市長会を通じて要望しております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、清水議員。

○22番（清水 力志君） 市独自での助成は考えていないが、国のほうには市長会を通じて要望していくと。そういったところを、ぜひとも国に対して強く要望していただきたいということは池田市長にもお願いをしておきます。ぜひ、よろしく願いいたします。

3月議会の私の一般質問において、国が行った訪問介護の報酬減額についての見解をお伺いいたしました。訪問介護は、ほかの介護サービスに比べて利益率が高いと判断されたことや、介護職員以外の職種の処遇改善を行う必要があるものの、訪問介護サービスは介護職員以外の職種が少なく、改善の必要が低いなどの理由から基本報酬の引下げをされたものと承知しているとの答弁ではございましたが、現在も認識はそのままでしょうか。在宅で介護を必要とする方々や要介護の皆さん、抱える家族の皆さんのお気持ちに立ったとき、現状のままではいけないと、私はそう思います。また、市においては、今後もの確に実情を捉えていただけたらということをお願いいたしまして、この質問を終わります。

続いての質問、学校給食について質問をさせていただきます。

まず1点目の質問、賃金も年金も上がらない中で、物価高騰は生活を直撃している。その中で、学校給食を無償化する自治体が全国で広がっており、県内でも多くの自治体が行っている。学校給食の無償化に防府市も踏み切るべきではないかという点でお伺いいたします。

この質問については、私もこれまで何度か質問をしており、直近では昨年9月議会の一般質問でお伺いいたしました。このときの答弁は、現在保護者には食材費のみを負担してもらっている。支払いが困難な世帯には全額助成をしている。食材費の高騰分については臨時的に補助している。無償化を実施した場合、予算は約5億1,000万円が必要である。ということから、市独自での実施は困難であるとの答弁でございました。また、国のこども未来戦略方針で実態調査をすとしており、今後の動向を注視するとの答弁もございました。これまでの社会情勢を鑑みて、学校給食の無償化は全国の自治体で広がっております。また、先ほども申したように山口県内でも多くの自治体が学校給食の無償化や半額助成に踏み切っております。

今年2月に会派「日本共産党」が行いました、暮らしに関する市民アンケートにおいても、学校給食の無償化に賛成と答えてくれた方が全体の6割を超えました。また、7月には学校給食の無償化を求める市民団体が市民の皆さんに訴え、無償化を求める署名約2,000筆を市長と教育長に提出いたしました。子育て世代の方々だけでなく、小・中学生のお孫さんがいる高齢の方々など幅広く共感賛同をしてくれました。このように、市民の関心ごと、これにもなっているというふうにも感じます。防府市も学校給食の無償化に踏み切るべきではないでしょうか。お伺いいたします。

2点目の質問は、物価高騰による食材費などの高騰分の負担を来年度はどのように考えているか、という点でお尋ねいたします。

ここ数年の物価高騰のおり、防府市でも高騰分の負担を行ってまいりました。今年度においては、前年度、つまり今年の3月に子育て世帯給食費等支援事業として、ゼロ歳児から中学生以下の子どもを対象に1人当たり5,000円を支給しております。つまり、前年度に前倒しして物価高騰分の支援をしております。来年度はどうされるのか、また、この場で私も物価高騰分の負担を継続して実施していただきたいと要望しますが、いかがお考えでしょうか。

以上2点、お伺いいたします。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 清水議員の、学校給食についての2点の御質問についてお答

えします。

私は、学校給食は食育の推進を図るとともに、栄養バランスの取れた安全・安心で美味しい食事を提供することで、子どもたちの健やかな体と心の発達に欠かせないものであると考えております。

まず、1点目の学校給食の無償化についてお答えいたします。

学校給食費につきましては、学校給食法第11条に基づき、学校給食の運営に必要な調理に伴う人件費や施設・設備の維持管理、補修費等は市が負担しており、保護者の方は食材費のみの負担となっております。そうした中、経済的理由で支払いが困難な御家庭には就学援助制度等により給食費の全額を援助しているところでございます。

国においては、昨年策定されたこども未来戦略の中で、学校給食費の無償化の実現に向けて学校給食の実態調査を行い、その上で給食実施状況の違いや法制面等も含め課題を整理し、具体的方策を検討するとされています。学校給食費の無償化につきましては、国全体で取り組むべき課題と考えており、引き続きその動向を注視してまいります。仮に、本市において学校給食費の無償化を実施した場合は、新たに年間約5億円以上の予算が見込まれ、多額の財源の確保が必要であり、市単独での実施は困難であると考えております。

次に、2点目の来年度以降の物価高騰分の負担についてです。

これまで本市では、急激な物価対策による食材の値上げ分に対して、国の臨時的な交付金を活用し支援を行ってきたところです。先ほど申し上げましたとおり、保護者負担は食材費のみとしており、今年度は現状の食材費に基づく給食費を保護者の方には御負担いただいております。今後も献立や食材の調達等の工夫により、できる限り家計負担の増加につながらないように努めてまいります。

学校給食は食育と子どもたちの健全な成長のために大切であることから、地産地消の推進やアレルギー対応の体制整備などに取り組み、充実を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、清水議員。

○22番（清水 力志君） 御答弁ありがとうございました。

答弁の中で言いますと、本来、この学校給食の無償化は国がやるべきだと私も同感であります。同感ではありますが、その国の動向を見ていただいただけでは全く進まないのです。ですから、市独自でも先にやるべきではないかというふうなことをうたえております。

では、1点だけ再質問をさせていただきます。

今年度、山口県内で学校給食費の保護者負担分が増えた自治体は幾つあるのか、もしお分かりであればお聞かせください。

○議長（田中 敏靖君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

今年度、県内で学校給食費の保護者負担額が上がったのは本市を含めて2つの自治体でございます。本市の学校給食費につきましては、平成26年度から9年間据え置いていたところですが、近年の物価高騰により、昨年度学校給食費を改定し今年度から保護者負担額が上がっているところです。

以上でございます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、清水議員。

○22番（清水 力志君） 本市を含めて2つということでは間違いありません。防府市とは別にもう1市あるということですが、その1市は私も知っております。その自治体で行われた議会の一般質問で、とある議員が先ほど私がした同じ質問をいたしました。それでも、答弁は本市のほかにもう1市ございます。という答弁だったそうです。確かに、今年度に対しては支援策は行っておりますが、はたから見れば防府市も値上げをしているんだというふうに見られているということをお知らせいたします。

今回も行いますというような答弁はいただけませんでしたが、それでも、全国の自治体でなぜ市独自で学校給食の無償化が進んでいるのか、どの自治体も決して財政面で余裕があるわけではない、それでも独自で無償化や助成になぜ踏み切っているのか、それをやはり考えていただきたいと思っております。そして、先ほど御紹介いたしました学校給食の無償化を訴える市民団体ですが、現在も署名を継続して行っております。そして、その趣旨に賛同し署名をしてくれる人が日に日に増えております。また、市長及び教育長に提出するタイミングがあると思いますが、この市民の願い、この署名の重みを感じてほしいということをお知らせして、この質問を終わらせていただきます。

続いての質問、中・軽度難聴者の加齢性補聴器購入助成制度の創設について質問をさせていただきます。

この質問も、私は昨年3月議会の一般質問で質問をさせていただきました。難聴により脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、うつ病や認知症につながることや、補聴器は難聴が進行してからではなく、なるべく早く使用することが必要であることから、介護予防の観点からも必要であることを申し上げました。しかし、補聴器が高くて買えないという現状で、かなり重度の難聴者でないと支援を受けられない現状も指摘しました。また、高齢化社会になって、聞こえるということの重要性はどのように認識しているかと私が質問をしましたところ、執行部のほうからは難聴は認知症の危険因子の1つであり、聞こえるということは重要であると認識しているという答弁もいただき

ました。昨年質問をしたときには、独自で助成制度を行っている自治体は全国で120を超えると申し上げましたが、あれから1年が過ぎてさらに増え、山口県内でも岩国市と下関市が独自に助成制度を創設しました。このような取組が全国で、そして山口県内でも進んでいる中、防府市も補聴器購入の助成を受けられない、中軽度難聴者の加齢性補聴器購入助成制度の創設をお願いするものでございますが、いかがでしょうか。御見解をよろしくお願いいたします。

○議長（田中 敏靖君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 清水議員の、中軽度難聴者の加齢性補聴器購入助成制度の創設についての御質問にお答えします。

私は、年齢や身体の状態を問わず、市民の誰もが住みなれた地域でいつまでも自分らしい生活を送り続けられることは、とても大切なことだと考えております。本市では、障害のある方が日常生活を送るにあたり、身体機能を補完、代替する補装具を使用する場合に、障害の内容に応じて補装具の費用を助成しております。難聴の方につきましても、聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方に対して、国の基準に基づき年齢に関係なく補聴器の購入費を助成しているところでございます。

手帳をお持ちでない加齢性難聴者の方に対しても、市独自の助成を行ってはいかがかとの御提案につきましては、全国的に高齢化が進む中、国全体で取り組むべき問題であると考えております。そのため、国において加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設をしていただくよう、市長会を通じて全国的な基準での支援を要望しているところでございます。

今後も、引き続き国のほうで制度を創設いただけるよう、しっかりと要望してもらいたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（田中 敏靖君） 22番、清水議員。

○22番（清水 力志君） 昨年の5月ぐらいだったかなと思いますが、地元の新聞で池田市長が、市長会の中で、この中軽度の難聴者の補聴器購入助成制度の創設について、国が基準を作るべきだというふうにおっしゃっていたという記事を私も覚えております。

そのときは私も一般質問したばかりだったので、3月に質問して5月にその記事を見たので、覚えていてくれたんだなというふうに感じておりました。もちろん、国のほうに言うていただく、これは必要なことです。必要ではあります。先ほどの学校給食も同じです。国に任せていればいつやるのか本当に分かりません。ですから、この高齢化社会に

において、この聞こえるという重要性は本当に非常に身近な問題で、補聴器の普及で高齢になっても生活の質を落とさず、認知症の予防をはじめ健康寿命の延伸や医療費抑制にもつながり、また、介護予防の観点からも、そして高齢者の社会参加や定年延長、再雇用が進んでおり、高齢者の聞こえの支援をしていくことがまた重要になってくるというふうに考えております。国に申し入れをすることも大事ですが、その一方で各自治体でも聞こえの支援をしていく必要があるのだということを改めてここで強く要望を申し上げまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（田中 敏靖君） 以上で、22番、清水議員の質問を終わります。

少し早いようですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時 開議

○副議長（曾我 好則君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私が代わって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、16番、村木議員。

〔16番 村木 正弘君 登壇〕

○16番（村木 正弘君） こんにちは。会派「公明党」村木正弘です。よろしくお願いいたします。通告に従って質問させていただきます。

1つ目、地域クラブについて質問いたします。

少子化の進行や指導する教員が減少し、教職員の負担軽減のために令和5年度より段階的に進められている公立中学校の部活動の地域移行ですが、本市では部活動はスポーツや文化芸術活動などを通じた学びの場として、子どもたちの健全育成に大きな役割を担っています。

令和2年の12月から、地域クラブの質問が幾つかありました。まだまだ様々な問題や課題がある中で移行が進められています。その維持に向け、地域への移行を円滑に進めていく必要があります。

そこで、3点お伺いいたします。

1点目、施設の問題、指導者の問題、費用の問題やスポーツ協会との連携、スポーツの部活ばかりではないので文化芸術団体との連携やその練習するための文化施設の問題など、今現在の移行の進捗状況をお伺いいたします。

2点目、部活動をするために、地元の中学校からほかの中学校へ移動しなくてはなりません。移動手段は非常に重要です。特に、学校から練習場や活動場所が離れている場合や、複数の学校から生徒が集まる場合、安全かつ効率的な移動手段の確保が不可欠となります。今までは自分の通っている中学校での部活動だったので移動はほとんどなかったですが、移動が大変なので部活動をやめてしまった。という話も伺っています。また、夏休みは、午前中や昼間の移動で明るく見やすい中での移動でしたが、これから秋冬になってくるとちょうど移動の時間が薄暮また暗くなり、道路を走る車からも見えにくい時間帯となります。車の免許を持たない中学生なので、車からどう見えているか分かりません。私も自動車の免許を取ってから自分が自転車の乗り方で危ない乗り方をしていたのだなと思ったことが多くあります。生徒たちが自転車を利用して活動場所へ移動することになっています。4月の入学時の1回、自転車の点検と安全教室を実施されていると伺っています。自転車通学ではない生徒も含め、部活動が地域移行されると自転車での移動する生徒が増えてくることが考えられます。自転車通学のない中学校もあると伺っています。山口県自転車の安全で適正な利用促進条例が令和6年4月1日から施行され、10月1日から第3章の自転車損害賠償責任保険等が施行されています。各中学校への自転車の交通安全強化のため、安全教室をいま一度徹底してはいかがでしょうか。

3点目、新しく地域クラブの受皿となる、御協力いただく団体や指導者への方々に対し、登録料の発生する登録制度や、必要な資格を取得するためにかかる費用や傷病保償に対し支援していくことが地域部活動に移行していくためには必要だと思います。

また、富海や大道の子どもたちは鉄道を利用し、私の地元の小野からはバスを利用して会場まで移動することもあると考えられます。こういう移動の距離のある地域の周辺部の子どもたちへの支援についても考えていただけないでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○副議長（曾我 好則君） 16番、村木議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 村木議員の、令和8年度に完全移行する地域クラブについての3点の御質問についてお答えします。

将来にわたり、子どもたちが希望するスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を確保できるよう、教育委員会では文化スポーツ観光交流部と連携して、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという共通認識のもと、家庭・地域・スポーツ・文化芸術団体等の理解と協力を得ながら、中学校部活動の地域移行に取り組んでおります。

まず1点目の、地域クラブの移行における現在の進捗状況についてお答えします。

今年度は、4月から剣道3団体、柔道1団体、8月から軟式野球3団体が平日を含め地域移行に向けたモデル事業を実施しています。さらに11月からは吹奏楽3団体のモデル事業を開始します。これらのモデル事業を通して運動場や体育館、音楽室などの活動場所の調整や運営体制等、様々な課題の抽出・把握を行うとともに、関係機関と連携して課題の解決に取り組むこととしております。また、活動場所については保護者の負担軽減につながるよう、中学校施設の優先的な使用について調整を行っております。

指導者については、地域クラブ指導者バンクを設立しており、広く市民に登録を呼びかけるとともに、スポーツ協会加盟団体などを通して会員の方にも登録をお願いしております。併せて、県の人材バンクなども活用しております。さらに、文化協会や公民間の活動団体等の協力を得ながら、美術・華道など文化芸術活動の指導者の確保にも努めております。

次に、2点目の、自転車で移動する生徒への交通安全教室の徹底についてお答えします。

現在、多くの中学生が登下校や部活動などの学校生活や日常の移動手段として自転車を利用しています。各中学校では、生徒の安全・安心のため、日頃の交通安全指導に加え、山口県警や防府警察署などと連携した自転車教室を実施しています。今後は、中学校入学を控えた小学生に対しても中学校生活のスタートと同時に安全に自転車に乗れるよう、交通安全に関する啓発運動や注意喚起をこれまで以上に徹底してまいります。

本市には、自転車のまち防府にふさわしく、交通安全子ども自転車全国大会で2年連続上位入賞された佐波小学校のさざなみキッズサイクリーズがごございます。全ての子どもたちが安全・安心な自転車の乗り方で楽しく地域クラブに参加できるように、交通安全指導の充実を図ってまいります。

次に、3点目の、地域クラブの運営や指導者の確保等への様々な支援の必要性についてお答えします。

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びを得る大切な機会です。地域クラブの円滑な運営や指導者の確保は、地域クラブが持続的に活動し、生徒の多様なニーズに応えるために重要な課題であり、市としても支援が必要であると認識しております。現在、地域クラブ管理事務局が、各団体や設立希望者に対して、設立の事務手続や活動場所の調整、円滑な運営、事故等の相談窓口などの支援をしているところです。また、生徒や指導者にはスポーツ安全保険の加入を義務づけ、万一の事故等に備えることとしております。

次に、議員御案内のとおり、小野、富海、大道の子どもたちが市の中心部の地域クラブへ参加する場合には公共交通機関を利用することも考えられます。駅から会場までの移動

手段も含めて検討してまいります。

本市は他市に先駆け、令和7年度末の地域クラブへの完全移行を目指して取り組んでおります。私は、地域移行は本市だけの施策ではなく全ての子どもたちの未来に関わる施策であることから、県全体で進められるべきものと考えておりますので、県に対して統一した方向性や支援の考え方など早期に示していただくよう、強く要望してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（曾我 好則君） 16番、村木議員。

○16番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございます。子どもたちの安全・安心な中で移動できることが本当に大事です。よく見かけてヒヤッとするのは、自転車の右側通行です。また、最近ではハイブリッド自動車や電気自動車が増えてきて、後ろからの接近に気づかないこともよくあるようです。私たち運転者も最大の注意を払いながら、様々な道路事情もある中で子どもたちの自転車移動です。子どもたちが事故にあったり、起こすことがないように、市、教育委員会、警察と全体で子どもたちの安全を守っていただきたいと思います。そのための安全教室をどうぞよろしく願いいたします。これからは、指導者の育成も必要になってくるのではないかと考えられます。人は人によって磨かれます。指導方法は昔と違って科学的にも進歩しています。良い指導者のもとに良い選手が集まってくる、そこから良い選手が育っていく。地域の子どもにスポーツ環境を持続的に提供することは、子どもたちの健やかな成長につながります。防府で学んだことを、経験したことを大切にしてくれると思います。部活を地域移行するのは教育現場における教職員の方々の負担軽減が目的です。その負担軽減のために諸費用がかかるのは仕方がないのでしょうか。地域部活動は県内では防府が一番進んでいると伺っています。防府のモデルをしっかり作っていただきたいと思います。子どもたちのため指導してくださる地域の方々への支援、遠くからがんばって地域クラブ活動場所へ移動する子どもたちにも安心・安全に移動、通いやすいような検討をよろしく願いいたします。

御答弁いただきましたけれども、クラブ移行について市長から子どもたちへメッセージか何かあれば言ってもらいたいと思いますが。

○副議長（曾我 好則君） 市長。

○市長（池田 豊君） このたびの、令和8年度からの地域クラブの完全移行ということでございます。これは、先ほど教育長が答弁いたしましたように、もう全国でやっていることですが、このことが防府市の子どもたちのクラブ活動にとっていいようになるように、この地域クラブになってよかったなと思うこと、今の防府市は、特に中学校は文化もスポーツも地域クラブが本当に盛んですから、これを契機に防府が文化のまちであ

り、スポーツのまちであるように、市としてもしっかり子どもたちをサポートしていきたいと思っていますので、教育委員会のほうで取り組んでいますけれども、それについてもしっかりと、また応援していきたいと考えております。

○副議長（曾我 好則君） 16番、村木議員。

○16番（村木 正弘君） ありがとうございます。しっかりやっていただきたいと思えます。ありがとうございます。

また、お金がかかるようになったから部活を辞めてしまったと、そういうような子どもたちが1人も出ないように、どんな子たちも取り残さないようにしっかりと配慮をしていただきたいことを要望して、この項の質問を終わります。

2つ目の質問です。小・中学校における学校図書館の充実についてです。

図書館については、令和3年9月の一般質問で電子図書のことを取り上げ、要望させていただきました。採用していただきありがとうございます。ここ最近では、小学生たちの電子図書の貸出冊数が多くなってきたと伺っています。紙の本も電子図書も利用し、本をたくさん読んでもらいたいと思います。今回は、学校図書館について質問させていただきます。

2023年の第68回学校読書調査の結果に、小・中・高生の1か月間の書籍の平均読書冊数は、2022年に小学生は4年から6年生で13.2冊、中学生は4.7冊、高校生は1.6冊とありました。NPO法人読書の時間の調査結果に、小学生が読書を嫌いになった理由について最も多かったのが、読書の必要性を教わらなかった。次に、興味のない本を読まされた。音読で恥をかいた。と続いています。調査を開始されて約20年、この順位は変わっておらず、本が嫌いまたは読書習慣がないことに対して、だからこそ本と出会い学ぶ場を提供することが求められています。

令和4年に全国で書店の閉店数は543店舗で、書店ゼロの自治体が2020年9月時点で26%に上るなど、本に出会い触れる機会が減り続けている現状がある中、重要性を増してくるのが学校図書館です。本を読むと今まで知らなかった知識を得ることができたり、いろんなことが疑似体験できたり豊かな人生を送ることができます。子どもたちが本と出会える最も身近な場所は学校図書館です。と伺ったことがあります。学校図書館は読書センター、学習センター、情報センター3つの機能を有する教育の基盤であり、子どもの頃、読書量が多い人はそうでない人よりもやる気、忍耐力、協調性、自制心や認知機能が高い傾向があると聞きました。読書は教科書を正確に読み解けるようになる試験の平均正答率が高くなるので、学習能力に大きく影響するとも言われています。

防府市でも、第3次防府市子ども読書活動推進計画を策定し、学校図書館における蔵書

数の確保とともに学校の読書環境の整備・充実に取り組んでおられますことは認識しております。国でも文科省から出ている、第6次学校図書館図書整備等5か年計画で示されている、令和4年度から5年間で全ての小・中学校等において目標を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数配備及び学校司書の配置拡充を図るとあります。

そこで質問いたします。

1点目、学校図書館図書標準の達成状況はいかがでしょう。

2点目、学校司書の配置状況はどうなっていますでしょうか。

3点目、新聞の配備状況はいかがでしょう。

4点目、本を保護するためのブックコートフィルムですが、その対応状況はどうなっていますでしょうか。

以上4点、お伺いいたします。よろしくお願いたします。

○副議長（曾我 好則君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 村木議員の、小・中学校における学校図書館の充実についての御質問にお答えします。

私からは、学校図書館の充実についての基本的な考え方を御答弁させていただきます。

学校図書館は、児童・生徒の知的活動を増進し人間形成や情操を養う上で、学校教育上重要な役割を担っており、子どもたちの読書活動を支える大切な場所です。近年、パソコンやスマートフォンの普及により、社会のデジタル化が進み、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもたちの活字離れが進んでいると感じております。私はこうした中であって、子どもたちがこれからの人生を心豊かに、たくましく生き抜くためには言葉を学び、感性を磨き、想像力を豊かにすることが大切であり、読書活動がその力を育む上で非常に重要であると考えております。現在、学校では児童・生徒の読書環境の充実を図るため、司書教諭が学校司書と連携してお昼の放送での読み聞かせや、季節に合わせた本の展示を工夫するなど、読書活動に関わる様々な取組を行っております。今後も、児童・生徒の読書への興味関心を高め、子どもたちにとって一番身近な読書活動の場である学校図書館の充実を図ってまいります。

4点の具体的な御質問につきましては、教育部長から答弁させていただきます。

○副議長（曾我 好則君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 私からは、小・中学校における学校図書館の充実についての4点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、学校図書館図書標準の達成状況についてです。

学校図書館図書標準は、国が公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の冊数を学級数に応じて定めているものです。市全体の学級数で見ると、図書標準を超える冊数を所有しておりますが、各学校においては学級数の増加によって一時的に国の基準を下回ることもあります。現在、小学校は全て達成しており、中学校は3校が下回っている状況です。今後も、子どもたちにとって必要な学校図書館の蔵書の充実を図ってまいります。

次に、2点目の、学校司書の配置状況についてです。

教育委員会では、子どもたちが本に興味・関心を持ち、自主的に読書を楽しむ環境を整備するため、全ての学校に学校司書を配置しています。さらに令和5年度からは1名ずつ増員し、大きな小学校では学校司書と接する機会を増やすため、学校司書を専任化するなど、十分な体制を整えています。今後も適切な学校司書の配置に努めてまいります。

次に、3点目の新聞の配備状況についてです。

学校への新聞の配備については、各学校が教育内容等を踏まえて購入しています。教育委員会といたしましては、子どもたちの活字離れが進んでいると言われる中で、特に小学生のうちから新聞に親しむことが重要であると考え、全ての小学校に子ども新聞を配備しております。各学校では教室に配置し、授業に活用したり学校図書館の新聞コーナーに掲示したりするなど、子どもたちが新聞を身近に感じることができるよう取り組んでいます。

次に、4点目の、ブックカバーフィルムについてです。

学校図書館では、子どもたちが本をきれいな状態で長く楽しめるように、ほぼ全ての本に汚れや傷などから保護するためのブックカバーフィルムをかけております。今後も、子どもたちが興味・関心を持つ図書や、学習活動に役立つ図書の充実を図り、魅力的な学校図書館となるよう努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（曾我 好則君） 16番、村木議員。

○16番（村木 正弘君） 御答弁ありがとうございました。それでは、1点目の学校図書標準の達成についてですが、再質問させていただきます。

本市では、小学校は100%、中学校では3校が足りないと言われていましたけれども、学校図書標準は本の冊数のみを示しており、本の種類や分野等については言及されていません。学校図書館の冊数はあるけれど、内容の古い本などが置かれていても達成になります。地球物理や生物学を含む、歴史分野など新しい考えの台頭や証拠に基づき史実が覆っている場合もあり、古い内容や間違っている内容を含む図書は速やかに更新する必要があると考えられますが、図書標準を達成しようとして古い本の廃棄が進んでいない場合があるのではないかと考えられますが、その辺いかがでしょうか。

○副議長（曾我 好則君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

各学校では、毎年、本の状態を確認し、破損したものや情報が古くなり使えなくなったものについては廃棄をいたしております。そこで、新たに代わりとなる本を毎年購入しております。

以上でございます。

○副議長（曾我 好則君） 16番、村木議員。

○16番（村木 正弘君） ありがとうございます。内容もしっかり調べて、そういう、今は昔のことと大分違うことがありますので、その辺もしっかり調べて更新をよろしくお願いいたします。古い本では子どもたちの意欲がそがれることがありますので、これからも本の更新、本の新陳代謝をよろしくお願いいたします。

2点目の、司書の配置状況ですけれども、全てが配置されているということで、これからも人材育成を一緒に進めていっていただきたいと思います。さらなる資質向上を期待いたします。

3点目の、新聞の配備状況ですが、文科省の全国学力学習状況調査によると、新聞の閲読頻度の高い児童・生徒の正答率が、そうでない児童・生徒より高い傾向が示されています。日本新聞協会の調査でも、日常的に新聞を読むNIE活動というのですけれども、活動が学ぶ力、読む力、書く力を育むことが分かっています。学校などで新聞を教材として活用する活動で、1930年代にアメリカで始まり、日本では85年に提唱されました。新聞を活用した授業は全国の小・中学校で取り組まれています。新聞にはいろんな記事をいろんな人がチェックして掲載されています。いろんなことに興味を持つことにつながると思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

4点目の、ブックカバーのフィルムですけれども、本にフィルムを貼る作業というのは、それは今は誰がされているのでしょうか。お願いします。

○副議長（曾我 好則君） 教育部長。

○教育部長（高橋 光男君） 御質問にお答えいたします。

本を納品してくださる業者が、本の管理にもつながります背中のラベルやバーコードの配布と合わせてブックカバーフィルムを貼っていただいて納品をしていただいております。以上でございます。

○副議長（曾我 好則君） 16番、村木議員。

○16番（村木 正弘君） ありがとうございます。以前は、司書さんがカバーフィルムを貼っていらっかったとも伺いました。それはそれで時間がかかってしまうし、司書さ

んの本来の仕事ができなくなってしまう、そう思いました。でも、防府市の中小企業振興基本条例の中に、第9条の2に「市民は、市内において生産され、若しくは加工された産品を消費し、又は提供されるサービスを利用するよう務めるものとする。」とあります。なんとか御協力いただける仕組みではないかと思っています。例えばですが、市内の本屋さんで本を購入し市内の就労継続支援B型事業所などにフィルム貼りをお願いされてはどうかという市民の方からの要望もありましたので、御検討をよろしくお願いいたします。

本市での学校図書の整備はよく分かりました。これからも更新や配備、しっかりよろしくお願いいたします。

次世代を担っていく子どもたちが、読書を通じて豊かな感性や創造力を育むため、また、健やかな成長を願い再質問させていただきました。一生心に残り、辛いときに励ましてくれたり、困ったときに知恵をもらえるような、すてきな一冊に出会える学校図書館にしていきたいと思います。私も野球を通して、日々、いろんな子どもたちに関わりながらその強い思いがあります。どうぞよろしくお願いいたします。

これで、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（曾我 好則君） 以上で、16番、村木議員の質問を終わります。

○副議長（曾我 好則君） 次は、7番、田中健次議員。

〔7番 田中 健次君 登壇〕

○7番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。今回、3点にわたって質問をさせていただきたいと思います。

質問の第1は、国民健康保険料についてであります。国民健康保険事業の決算事業を見ると、保険料の引下げが可能であり、また、引き下げるべきではないかという点について市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

国民健康保険料の引下げについては、3年前の12月議会、昨年9月議会で質問しておりますが、引下げが可能との確信を深めております。国民健康保険事業特別会計の2023年度（令和5年度）決算を見ると、単年度で2,700万円程度の赤字となっておりますが、1億円の基金積立を行い、基金残高は20億円を超えました。この10年以上の国保財政は基本的に黒字基調で、基金残高も20億円超となったわけであります。この国保会計の基金残高は、山口県地方自治研究所の調査によれば、2022年度（令和4年度）末で防府市は1人当たり9万1,163円となり、県内13市中4番目に多く、隣接の山口市、周南市の倍近くあり、一番少ない宇部市の3倍の基金残高となっております。昨年の御答弁では、今後、赤字が見込まれるので基金の一定残高は維持することを前提に基

金を活用しながら補填することによりまして、1年でも長く現行の保険料水準を維持したい。こう述べられておりました。

昨年9月の一般質問で、平成30年度から国保は都道府県が財政運営の責任主体となっていること、国は将来的な保険料水準の統一という考えを持っており、仮にそうなった場合は、この基金残高をどう扱うのか問題が出てくるように思われ、基金残高は適切な水準まで減らすことがむしろ必要と申し上げ、保険料引下げのために使うべきである。こう申し上げました。この保険料水準の統一について、山口県は今年3月に策定した第2期山口県国民健康保険運営指針において納付金ベースの統一、これをすることを決められ、防府市のように負担増となる自治体は、令和8年から令和11年までの4年間で段階的に増額し、令和12年に納付金ベースの統一を目指し、完全統一については引き続き県と市町で議論を進めるとしておりました。ところが、厚生労働省は、その後の、今年6月に策定した保険料水準統一加速化プラン（第2版）において、保険料水準の統一のスケジュールとして、令和15年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度までの移行を目標とすると記載し、目標スケジュールを示しております。このようなスケジュールを考えれば、防府市の多すぎると思われる基金残高を周南市、山口市、宇部市のレベルまで引き下げ、これにより保険料を引き下げることがむしろ理にかなっているとさえ思われます。完全統一の目標である令和17年度までこの基金をどのように管理していくのか、一定水準まで減らすことが必要と考えます。

保険料の引下げについてであります。県内他市と比較すると令和6年度の均等割と平等割の額について、防府市はいずれも県内の市で2番目に高い額であります。こうした高い金額の引下げをむしろ行うべきではないかと思えます。今後の基金の在り方などを検討し、新年度の国民健康保険料を引き下げたいと思えますが、市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（曾我 好則君） 7番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。保健子ども部長。

○保健子ども部長（石丸 典子君） 田中議員の、国民健康保険料についての御質問にお答えします。

国民健康保険制度につきましては、平成30年度の国保制度改革により、県が財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たし、市町とともに国民健康保険の運営を担うこととされました。

県は本年3月に策定した、第2期山口県国民健康保険運営方針において、保険料水準については、令和12年度から市町が県に収める事業費納付金に医療費水準を反映させない

納付金ベースの統一を目指すこととされました。また、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料となる完全統一については、各市町の給付減免の基準、保険事業、基金の取扱いなどの統一を図る必要があることなどから、引き続き県と市町で議論を進めることとしています。本市の国民健康保険事業につきましては、少子高齢化や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による保険料収入の減少や、高齢化や医療技術の高度化に伴う1人当たりの医療費の増加により、令和6年度から赤字になると見込んでおりましたが想定より1年早く、令和5年度の決算において赤字となりました。これらに加え、本年10月の社会保険の適用拡大による保険料収入の減少や、事業費納付金の増額による歳出の増加が見込まれるため、今後さらに赤字額は増加し、大変厳しい状況が続くものと考えております。このような状況から、本市といたしましては、現時点においては基金を活用して保険料を引き下げるのではなく、1年でも長く現行の保険料水準を維持していきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（曾我 好則君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 御答弁ありがとうございます。

平成30年から財政運営主体が県に変わったということで、少し古い議員はそれまで市が財政運営主体のときには基金はこれぐらい確保しろと、それから予備費はこれぐらい確保しろというような形で、9億円ぐらいのお金を持っておりなさい、ということが言われておりました。そういうことがあるので保険料はなかなか下げられませんという形で、むしろその基金だとか予備費よりも少ない金額で、国保財政が運営をされておりました。私が今手に持っておりますのは、平成31年の2月25日の教育民生委員会の会議録ですが、その中で私の質疑に対して、これ委員会ですけれども、平成29年度までは市の財政の部分を含めてということでしたので、過去3年間の保険料給付の平均の5%、おおむね4.6億円程度の基金がいるというようにされていたと。ところが、その後、都道府県化に伴って、新たな基準に基づく形になりましたが、それは、保険者の規模に応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てるという抽象的なものに変ったと。それから予備費については、平成29年度までは療養給付費の、これも5%ということで、おおむね4.3億円ということでしたけれども、それが平成30年度以降は、例えばインフルエンザとかそういう流行病、こういったものの給付費の増加、あるいは保険料収入の不足、これらがあっても県が対応するというので、県が財政安定基金といったものを立ち上げておりますので、これで対応するというような状況になりますので、予備費については今まで確保していたよりも最小限に留めるようにと。こういうことが国から予算策定についての方針ということ

で示されておるといことでもあります。今後、令和5年度が予想より1年早く赤字になったと、そして、あるいは今後も少子高齢化だとか、あるいは社会保険との関係で赤字額が増えるんじゃないかということが今言われておるわけですが、今の国保財政が20年、30年と続けば同じことになる。それは1つの理屈として成り立つような気がするわけですが、先ほど県の方針しか言われませんでした、私が6月にもう国が新たなそういったものを示していると、そういうことの中でまだ県の方針が示されていないわけですが。その中ではもう、令和17年までには完全統一しなさいというようなことを言われておるわけですから、そうなればこの基金の残高をどうするのか、言ってみれば後期高齢者と同じような形になっていくわけですから、それについてはぜひ納付金ベースの統一ということで、これも完全に12年以降は5,600万円ぐらい負担が増えるということではありますけれども、その金額としても5億円ぐらいで収まる金額の話だと思います。20億円という基金というものは、やっぱりもうちょっと考えていただきたいということを述べさせていただきたいと思います。

今後、国が新たなものを示しましたので、今度、県がそれに対して方針をつくっていかないといけないと思いますが、その中でぜひ御検討いただきたいと思います。たまたまなのか、充て職でということなのか、市長が今、その県の関係の理事長になられておったと思いますが、もし一言いただければお願いしたいと思います。

○副議長（曾我 好則君） 市長。

○市長（池田 豊君） 充て職というか、頼まれてというしかありませんけれども、県のほうの状況も非常に厳しく、財政に詳しいというようなことで、ぜひやってくれということであって、県のほうも今、この先ほどの社保の関係がありますので、その影響がどのぐらいあるかという大きな課題を考えます。そうした中で、県のほうもそういう計画を今年度の中で、ここで答弁していいか分かりませんが、今つくっているところでございまして、その中でやっぱり各市町村がしっかりと国保の運営ができるように、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○副議長（曾我 好則君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） いきなり市長には苦しい答弁をさせて恐縮です。

この基金というものが一般会計のほうは20億円を何とかして死守するというような、その金額です。その金額が国保についてはこれまでの黒字基調で積み上がってしまったという面があると思いますので、今後この辺については、県や関係市町、そして内部できちっと詰めて、市民の負担が減るような形で検討いただければというふうに要望して、この項については終わりたいと思います。

続いて、質問の2つ目。質問の第2は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律についてであります。

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭環境破綻など複雑化、多様化、複合化しております。コロナ禍でこうした問題が顕在化し、新たな女性支援の強化が求められておりました。この法律は、超党派の議員による議員立法として2022年（令和4年）に制定され、今年の4月から施行されました。

この法律の画期的な内容として、1つ目に、法律の条文の中に初めて男女平等という言葉が盛り込まれたということ。2つ目に、対象として困難な問題を抱える女性だけでなく、その恐れのある女性をも含むものであるということ。3つ目に、意思の尊重、最適な支援、多様な支援を包括的に提供することとされていることなどが言われております。

法律の第4条では地方公共団体は困難な問題を抱える女性の支援のために必要な施策を講じる責務を有するとされ、第8条では市町村の計画策定を努力義務としており、第11条で女性相談支援員、第16条で教育及び啓発について定めております。

そこで具体的な質問となりますが、第1に、今年4月に法律が施行されたことに伴い、市執行部はどのような対応をされているのか。

第2に、努力義務とされている法に基づく基本計画の内容を、現行の第6次男女共同参画推進計画の中間見直しを行う中で盛り込むことはできないのか。この点について市の執行部のお考えを伺いたいと思います。

第3に、市民への広報・啓発をどのようにしているのか。ホームページで法律の内容について紹介したり、困難な問題を抱える女性に関する相談窓口を掲載するなど、既に具体的な取組を進めている自治体もあります。こうした取組を防府市でも行うべきと考えますが、市執行部の御見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（曾我 好則君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 田中健次議員の、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律についての御質問にお答えします。

本年4月に施行された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる女性支援新法は、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、支援に関する必要な事項を定め施策を推進することで、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現を目的としています。

初めに、法の施行に伴い、市ではどのような対応をしているのかについてです。

本市では、女性支援新法の施行前から、人権推進室に女性相談員をおいて、DV被害者に対する相談や、DVを背景とした生活困窮、家庭の破綻などの様々な問題の相談に応じ

てきたところですが。また、複雑化、多様化する相談内容に対し、重層的な対応が必要なケースも増加しておりますことから、庁内関係部署のほか、関係機関や民間団体と連携を図り、支援に取り組んでまいりました。

本年4月の法施行後も、困難な問題を抱える女性にとって、最も身近な相談先としての役割を果たしていけるよう、引き続き相談支援体制の整備充実に努めているところです。

次に、法に基づく基本計画の内容を、現行の男女共同参画推進計画に盛り込むことはできないのかについてです。

法では、国が定めた基本方針に即し、かつ県基本計画を勘案して、市における支援のための施策の実施に関する基本計画を策定することが努力義務とされています。女性支援新法に基づく基本計画につきましては、様々な女性への支援施策等を明記した、男女共同参画推進計画に包含されるものと考えており、今後、総合計画とも整合を図りながら、男女共同参画推進計画の中間見直しを含め、実行的な計画となるよう検討してまいりたいと考えております。

最後に、市民への広報啓発についてです。

困難な問題を抱える女性への支援に当たっては、まずは身近に相談窓口があることを知っていただくことが必要です。また、周囲の方には、自身の身近に困難な問題を抱えている女性が存在することに気づいてもらうことが重要です。そこで、まずは、市のホームページに女性支援の現状や相談先を分かりやすく掲載したところです。また、市の公共施設等にチラシを配置するなどさらなる周知、啓発活動を行ってまいります。今後も、きめ細やかな支援に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（曾我 好則君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 御答弁ありがとうございます。

最初に申し上げましたけれども、法律の条文の中で、男女平等ということが初めて記述された法律であります。これまで男女共同参画に関する法律、あるいはDVに関する法律の前文、条文の前に掲げる前文で男女平等という言葉は使われましたが、条文の本文の中に使われたのは、この法律が初めてということで、意義が深いものだというふうに考えております。

女性のおかれた立場は、本日も高砂議員から女性活躍というような視点で質問がされましたけれども、賃金が男性に比べて低い水準にあるだとか、あるいは非正規雇用であるだとか、そして、昔からのいわゆる家父長制といいますか、そういう昔からの古い日本の家制度の中で、女性の地位が落とされられていたということがあって、そういうところに矛

盾が出ているというふうに私も感じております。それで、早速答弁についてですが、広報については、一般質問の原稿を作った後、昨日市のホームページを見させていただいたら、9月6日更新ということで、困難な問題を抱える女性への支援というページが新しくできておりまして、県内各市を見ましたけれども防府市以外にはこういうページはなくて、県内で初めてこういうページを作っていただいたということに感謝申し上げたいと思います。それから、男女共同参画の推進計画の中に含めて新たに計画を作る必要はなくて、すればいいと思っております。山口県はもう単独の計画を今年の3月に作りましたが、下松市はちょうど今年の3月に男女共同参画プランを作られました。その中で、重点項目からの1から3及び4の3を女性活躍推進法に基づく計画だと。重点項目の6をDV防止法に基づく基本計画だと。重点項目6と7をこの困難女性支援法に基づく市町村の計画だという形で、例えば下松市は既にされております。こういうスタイルで、ちょうど今が令和5年度から始まって6年度が2年目です。来年度が中間になる3年目になりますので、そういった機会にこれを一部を取り入れて、一部修正するところが出てくるかもしれませんが、そういう形にさせていただきたいということ、そういうことを考えるというような御答弁でしたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、あと1点ほど要望ということになります、法律の第11条で女性相談支援員ということについて掲げてあります。その中には必要な能力、専門的な知識・経験を有する人材というようなことが書いてあります。市のここだけではなくて相談員というような市の関係の職員さんは、どちらかという会計年度任用職員であったり、そういった方が相談員になっておる例が多いと思ひますので、今日の午前中の社会福祉士さんを専門の正規の職員という話もありましたが、この辺、市の課題としてぜひ今後、考えていただきたいということを要望して、この項の質問を終わりたいと思ひます。

質問の3番目に移らせていただきます。質問の第3は、気候変動に対応した水害対策です。

最近の台風10号による大雨での水害のみならず、近年はこれまでにない降水量により甚大な水害被害が全国各地で起きています。これは気候変動の影響によるところが大きいと思ひれます。

国土交通省では、気候変動の影響として、温室効果ガスの排出抑制により、気候変動シナリオにおいて平均気温の上昇を2度に抑えられたとしても降雨量は約1.1倍に、河川の流量は約1.2倍、洪水の発生頻度は2倍になると試算されております。このため、これまでの河川整備等のハード整備を加速させるだけでなく、流域全体でのハード・ソフト対策を進めていく流域治水へと転換する形で2020年度（令和2年度）から全国の一級

水系において、流域治水プロジェクトの策定公表をされています。2023年度（令和5年度）からは、気候変動のスピードに対応すべくこのプロジェクトをアップデートした、流域治水プロジェクト2.0へと更新されたと聞いております。そこで具体的な質問の1つ目ではありますが、佐波川水系についてはどのような取組がされるのか、この点についてお伺いいたします。

質問の2つ目は、内水ハザードマップについてであります。

2022年（令和4年）9月議会で、内水氾濫に関して浸水実績図についてお尋ねした際に、内水浸水想定区域図を作成し、この区域図を用いて内水ハザードマップを作成する旨の答弁がされました。質問した令和4年が、この区域図の作成に取り組み始めた年でありました。あれから2年経過していますが、その後の内水ハザードマップ作成の進捗状況はどうなっているのか、この点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○副議長（曾我 好則君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中議員の、気候変動に対応した水害対策についての御質問にお答えいたします。

私は、市長就任以来、市民の皆様の生命と財産、暮らしを守ることを第一に考え、災害に強いまちづくりを目指してまいりました。第5次防府市総合計画におきましても、重点プロジェクトに安全・安心を第一にしたまちづくりを掲げ、最優先課題として取り組んできたところでございます。

それでは、私からは2点の御質問のうち、1点目の流域治水プロジェクト2.0における佐波川水系の取組についてお答えいたします。

河川の治水対策は近年、全国各地で多発する甚大な水害被害を受け、国におきましては従前の河川管理者による堤防などのハード整備による対策から、流域全ての関係者が共同し流域全体で水害を軽減させる流域治水へと大きく転換され、ハード対策やダム其自然放流などのソフト対策も含めた流域治水プロジェクトが令和2年度にスタートいたしました。さらに、今後、地球温暖化に伴い平均気温が2度上昇し、大雨による災害規模が大きくなることも見据え、浸水被害リスクの高い地域への特定都市河川の指定など、新たな治水対策等を追加した流域治水プロジェクト2.0に更新されています。こうした中、佐波川水系におきましても、国・県・関係市からなる佐波川流域治水協議会において、令和3年3月に佐波川水系流域治水プロジェクトが策定され、今年3月には佐波川水系流域治水プロジェクト2.0として更新され、取組を行っているところでございます。具体的には、

これまで甲久保川や剣川との合流部の堤防の整備や砂防堰堤の整備、そして国・県・市が一体となって流域の34万立米の浚渫を実施してまいりました。また、豪雨が予想される場合には、国の島地川ダムや県の佐波川ダムの事前放流が流域治水の一環として実施されています。こうした浚渫やダムの事前放流など流域治水の取組により、今年6月30日からの大雨に際しましては、佐波川下流における水位上昇は大幅に抑えることができています。今後、進めていくプロジェクト2.0では、これまでの取組、プロジェクトに加え佐波川上流の山口市徳地から本市北部を中心に浚渫、橋梁の付替え、堤の改築等が追加されております。また、これらの取組に合わせる形で、将来にわたって流域を実現するためプロジェクト2.0の取組をしっかりと進めるため、浸水リスクの高い地域における特定都市河川の指定に向け、流域治水協議会の中で検討を行っているところでございます。こうした本プロジェクトの対策を推進することにより、佐波川流域全体の安全度が大きく向上するものと考えています。

私は、市民の生命と財産、暮らしを守ることを第一と考えており、佐波川の流域が将来にわたり安全・安心な地域であり続けるため、今後とも関係者が一体となり流域治水に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

なお、2点目の御質問につきましては、上下水道事業管理者より御答弁させていただきます。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（曾我 好則君） 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 河内 政昭君 登壇〕

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） 私からは、2点目の内水ハザードマップ作成の進捗状況についての御質問にお答えします。

近年の気候変動に伴う集中豪雨などにより発生する内水氾濫が、全国的に問題となっており、本市においても災害リスクが高まっていることから、被害軽減のため雨水排水路の整備などに取り組んでいます。

議員お尋ねの内水ハザードマップは、内水氾濫により浸水が想定される範囲や浸水の深さ、避難場所などの情報をまとめた図面です。進捗状況につきましては、内水ハザードマップの基となる内水浸水想定区域図を作成するため、令和4年度から浸水が想定される地域の地形や水路の状況等に関する調査を進め、現在、この調査結果を用いて浸水シミュレーションを実施しており、令和6年度末に完成する予定です。その後、令和7年度中に内水ハザードマップを作成し、速やかに市民の皆様にお配りする予定としております。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（曾我 好則君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 最初に、佐波川のプロジェクト2.0の話でありますけれども、市長から河川の浚渫だとか、そういう堰の問題だとかいうことを、今後の取組の話をお聞きしました。非常に、ある意味ではハードの話が答弁の中ではあったと思います。ソフト的なものとするれば、土地利用規制云々の話もありましたが、それで国土交通省のホームページ見ると、流域地水プロジェクト2.0ということについて様々な手法の活用イメージというようなものが示されております。それを見て私はちょっと驚いたのですが、こんなことが書いてあります。イメージとして4つの手法ということですが、溢れることも考慮した減災対策の推進ということ、こういうことが国土交通省が書くのかなと思ったりするのですが、だから粘り強い河川堤防の整備ということと併せて貯留機能保全区域における、家屋のかさ上げ、移転だとかいうことがそこに書いてあるわけです。併せてインフラDX等の新技術の活用というようなものもそこには書かれております。あと、参考にその4つと言いましたから申し上げますと、治水施設の多面的機能の活用、それから治水施設の多面的、これ両方とも治水的あれですが、片方がハイブリッドダムの取組推進、で片方が平時における遊水地内の利活用だとか、そんなことが書いてあります。それで、ちょっと佐波川のプロジェクト2.0を少しだけ私もホームページで調べたところ、そういうある意味では、ソフト的な面として、マイ・タイムラインの作成支援というようなことが書いてあります。これは住民一人ひとりが、いかに災害が近くなってきたときに逃げるかという、そういうタイムラインを自分で考えてほしいという、そういうことによって被害を抑えていくということなんですが、こういったことも今後は大いに大事になると思うのですが、この辺について取組とか現状どうなっているのか、分かる範囲でお教え願えればと思います。

○副議長（曾我 好則君） 総務部長。

○総務部長（白井 智浩君） 御質問にお答えいたします。

昨日、宇多村議員の御質問で市長が御答弁申し上げたところですが、今7月に全戸配付いたしました防災必携で、津波等土砂災害警戒区域の自治会に出向いて、プッシュ型の講座をやっております。今後は、全市内にさらにこれを展開してまいりたいということで市長御答弁申し上げたのですが、まさに防災必携、このマイ・タイムラインの考え方で各避難区域の事前の避難場所、経路の確認、それから気象情報のチェック、避難準備、そして避難情報をキャッチしてしっかりとためらわず逃げさせていただくという、命を守るということについてしっかりと各地域ごと危険性が異なります。出向いていってしっかりと啓発し

ていきたいと。先日も大道地域のあるところから、マイ・タイムラインの作成について講演を、ということで職員が出向いて、そういったこともさせていただいております。

以上でございます。

○副議長（曾我 好則君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） これからは、こういった取組がハードだけでなくソフトの取組というのが重要になってくると思いますので、これからも引き続いてそういった点に力を注いでいただきたいと思います。

それから、市長の答弁の中で少しありましたが、土地利用規制を伴う特定都市河川の指定というようなことについて、これ現状でどうなっているのか御答弁願えればと思います。

○副議長（曾我 好則君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 御質問にお答えします。

都市河川の指定につきましては、佐波川の河道に加え、周辺の平野や森林も含めた区域を指定することとなっており、現在、この指定する区域などについて流域治水協議会の中で協議を進めているところでございます。

以上、御答弁申し上げました。

○副議長（曾我 好則君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） そういう形でいろいろ規制が加えられると。例えば1,000平米を超えるような形で、これまでの田んぼであったところを開発するという事になれば、それにふさわしい、それだけ雨水が、それがミニダムになるわけですが、代わりのものを造りなさいというような形が義務づけられてくるというようなことが法律の中であったと思います。今度できる防災広場は、そういったものを先駆けて設置しているのだらうと思うのですが、そういう形でぜひ取組も進めていかなければならないと思います。

あと、その都市河川の浸水被害ということを抑えるために、雨水の流出の貯留施設というような形であったと思います。今、ホームページに示されております佐波川流域治水施策集、これを見ると雨水流出抑制施設補助制度ということで、市民が雨水タンク、それを各家庭に設置した場合、補助金を出すというのがその施策集の中にあるのですが、これ山口市だけになっておって防府市がそれないような形になっております。以前、市のほうは要綱を作ってこれを実施しておったと思うんですが、最近はこれをやっておられないのか、現状をちょっと教えてください。

○副議長（曾我 好則君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 現在、申請がないことから、令和元年度より募集のほうを行っていない状況です。

以上です。

○副議長（曾我 好則君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 申請がないということは、宣伝というのか広報が不十分じゃなかったかというふうに私は思うのですが。雨水タンクというような言葉でホームページで検索すると、いろんなメーカーが、こんなものがありますというので、2万円から3万円、5万円ぐらいのところから雨樋から雨水タンクを引いて、それを庭の水に使ったり、中にはポンプでそれを散水するようなものまでありますけれども、そういったものがあると思います。これは、さっきの佐波川が河川に指定されたらこういったものも制度的に作らざるを得ないんじゃないかと思うのですが、この辺についてどうですか。今後、そういうことの中で検討する考え方はどうかということです。

○副議長（曾我 好則君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（石光 徹君） 今、議員御指摘のことも踏まえて、流域治水協議会の中で協議して必要なものを取り入れていくようになると考えております。

以上御答弁を申し上げます。

○副議長（曾我 好則君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 分かりました。ぜひ、隣の山口市さんでやられていることから、防府市でもやっていただきたいということだけ強く要望しておきます。

雨水ハザードマップについてですが、雨水というのは、雨水の出水で下水道や水路の排水能力を超えた場合に、内水という形に内水氾濫、それから外水氾濫というのはいわゆる洪水ですね。堤防を超えた場合、あるいは堤防が決壊した場合ということで、最近の関東の雨の状況などを見ると、内水氾濫というものがあちらこちらでマンホールから噴水のように水が吹き上がっているようなニュースの番組を見ます。それで、先程の答弁で、令和6年度末に完成で令和7年にマップが配付できるということで、ちょっとこれで確認ですが、こういう形で今年度中に完成するということが間違いないでしょうか。

○副議長（曾我 好則君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） お答えします。

先ほども答弁いたしましたけど、今年度中に内水浸水想定区域図、まずこれを作ります。これによって、この辺りは大体どのぐらい浸水をするんだとか、そうしたもののデータを集めまして、それを基にして来年度中に内水ハザードマップを作成すると、これが完成しましたらできるだけ早くハザードマップとして市民の皆様にお配りしたいということでございます。

以上でございます。

○副議長（曾我 好則君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） 国土交通省のホームページを見ますと、内水ハザードマップは令和5年9月末時点で、昨年の9月全国の市区町村で11%しかまだできていないということですので、防府市の取組は決して遅くはないというふうに評価したいと思えます。そして、国土交通省は、令和7年度までに前段で作る浸水想定区域図800団体完了ということを目標にされておるということで、その作成後、速やかにハザードマップを作成してくれと、それで令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されているということが雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とすると。こんなことも書かれておりますので、防府市の場合にはこれをクリアするというような形でありましたので、この点については安心をいたしました。

以上で私の質問を終わりたいと思えます。

○副議長（曾我 好則君） 以上で、7番、田中健次議員の質問を終わります。

○副議長（曾我 好則君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾我 好則君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時13分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月10日

防府市議会 議長 田 中 敏 靖

防府市議会副議長 曾 我 好 則

防府市議会 議員 森 重 豊

防府市議会 議員 今 津 誠 一

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月10日

防府市議会 議長

防府市議会副議長

防府市議会 議員

防府市議会 議員